

諮問参考資料（学制改革関係）

諮問参考資料目次（学制改革関係）

【】内はページ番号

小中一貫教育関係

- ・子供の発達の早まりについて【4】
- ・いわゆる「中一ギャップ」について【5】
- ・義務教育の目的・目標に関する関係法律の規定【6】
- ・研究開発学校等における小中一貫教育の取組の経緯【7】
- ・現在の研究開発学校・教育課程特例校制度を利用した
小中連携の取組【8】
- ・小中一貫教育の現行の取組の多様性【9】
- ・研究開発学校・教育課程特例校の取組の効果【10】
- ・【事例1】 広島県呉市における取組【11】
- ・【事例2】 東京都品川区における取組【12】
- ・【事例3】 東京都三鷹市における【13】
- ・教員養成・免許制度について【14】
- ・教科等の担任制の実施状況(小学校)(平成25年度)【17】

高等学校関係(高等学校早期卒業)

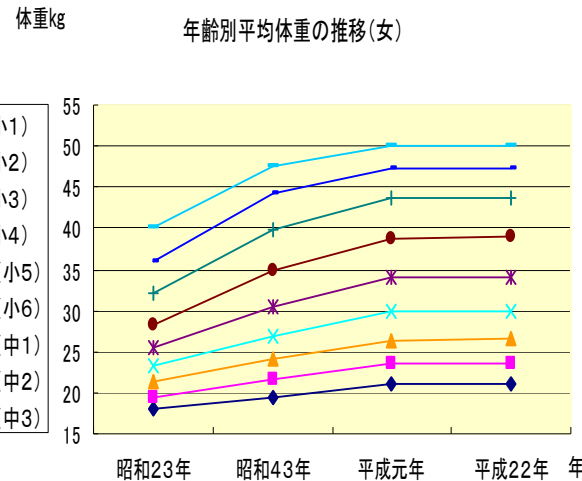
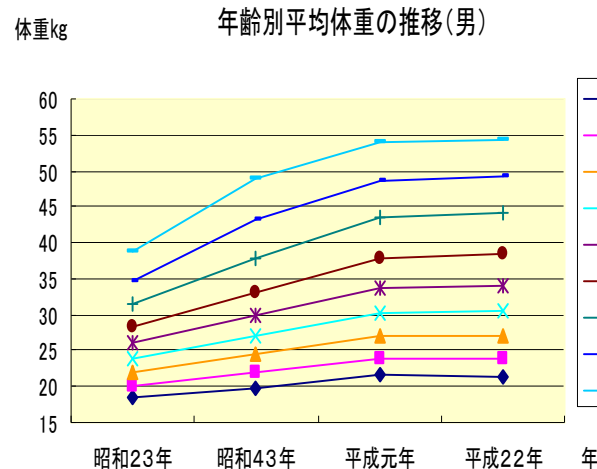
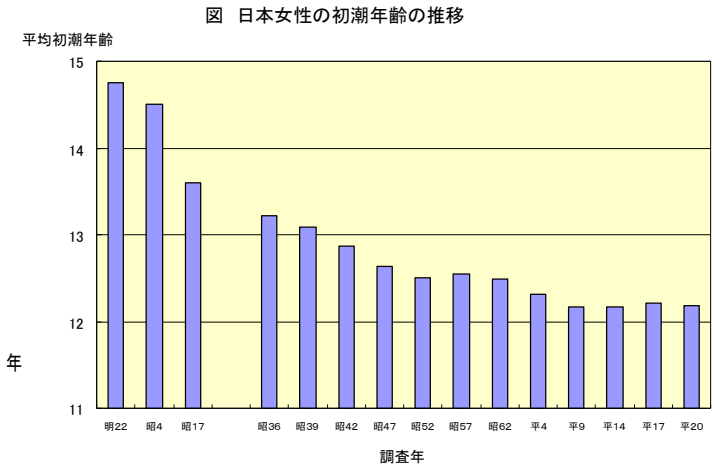
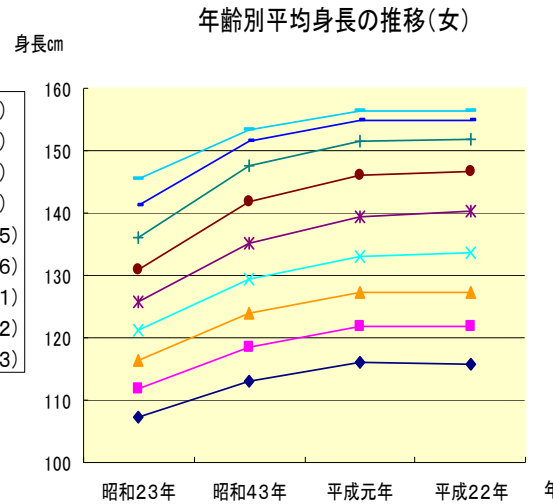
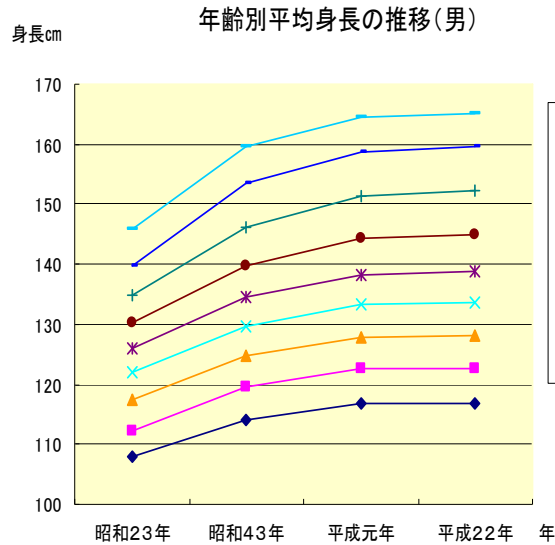
- ・中央教育審議会初等中等教育分科会高等学校教育部会審議
まとめ（平成26年6月）概要(抜粋)【19】
- ・高校の卒業に関する制度【20】
- ・大学へのいわゆる「飛び入学」について【21】
- ・大学・大学院の早期卒業者数【22】
- ・大学院への飛び入学の実施状況【23】
- ・高等学校卒業程度に関するその他の制度(高卒認定試験)【24】
- ・高校早期卒業制度検討に関する関係規定【26】
- ・飛び入学、早期卒業に関する提言【27】

高等学校関係(専攻科から大学への編入学)

- ・大学への編入学について【30】
- ・大学と各学校種間の単位認定・編入学の現状【31】
- ・専門学校から4年制大学への編入学者数・編入学率の推移【32】
- ・短期大学、高等専門学校から4年制大学への編入学者数・
編入学率の推移【33】
- ・高等学校専攻科の概要【34】
- ・高等学校専攻科と専修学校専門課程の比較例【41】
- ・保健師助産師看護師学校養成所指定規則における教育内容【42】
- ・専攻科から上級学校への編入学のニーズ【43】
- ・専攻科、編入学関係規定【44】
- ・専攻科からの編入学にかかる過去の提言【45】

小中一貫教育關係

子供の発達の早まりについて



(大阪大学大学院人間科学研究科・比較発達心理学研究室による全国初潮調査結果より。昭和17年以前は松本亦太郎「精神及身体発達の研究」(1937)より)

日本女性の平均初潮年齢は昭和36年当時と比較して1年程度早まっている

(←昭和23年は学校衛生統計、昭和43年～平成22年は学校保険統計調査より)

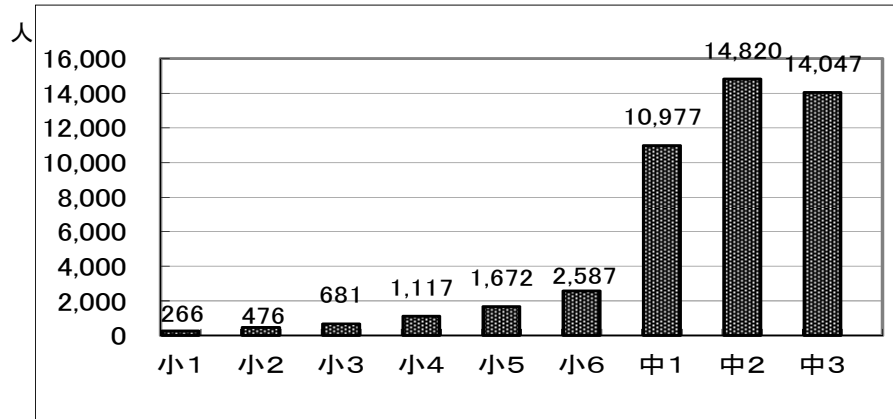
身長、体重いずれも、昭和23年のある学年の平均値は、平成22年の2～3年前の学年の平均値に相当する = 身体的発達の早まり

→ 例えば昭和23年の中1(12歳)の平均値は平成22年の小4～小5(9～10歳)の平均値に相当

いわゆる「中一ギャップ」について

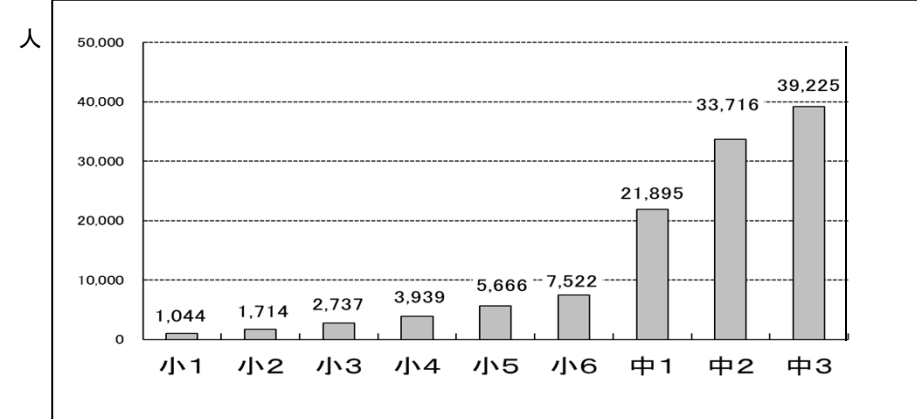
暴力行為の加害児童生徒数(学年別内訳)

国公立小・中学校



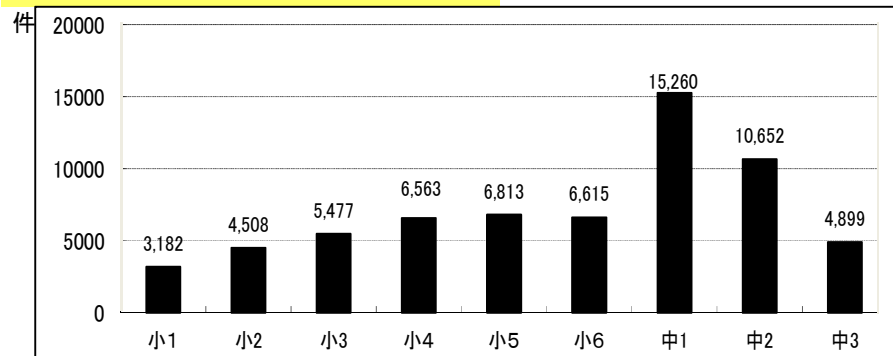
不登校児童生徒数(学年別内訳)

国公立小・中学校



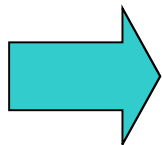
いじめの認知件数(学年別内訳)

国公立小・中・特別支援学校



(注1) 暴力行為加害児童生徒数は、「対教師暴力の状況」「生徒間暴力の状況」「対人暴力の状況」及び「器物損壊の状況」に計上された加害児童生徒数の数値を合計したものと一致している。
 (注2) 不登校の定義は、年間30日以上欠席した児童生徒のうち、病気や経済的な理由を除き、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者」

文部科学省 「平成23年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果



暴力行為の加害児童生徒数、いじめの認知件数及び不登校児童生徒数は、いずれも、**中学校1年生段階で急増する** = 中学校での学習や生活への不適應

義務教育の目的・目標に関する関係法律の規定

○教育基本法（平成18年12月22日法律第120号）（抄）

第5条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

- 2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。
- 4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

○学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）（抄）

第21条 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法（平成18年法律第120号）第5条第2項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 二 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 三 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。
- 五 読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。
- 六 生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- 七 生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- 八 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。
- 九 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと。
- 十 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

第29条 小学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする。

第30条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第21条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 2 前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

第45条 中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする。

第46条 中学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、第21条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

第49条 第30条第2項、第31条、第34条、第35条及び第37条から第44条までの規定は、中学校に準用する。この場合において、第30条第2項中「前項」とあるのは「第46条」と、第31条中「前条第1項」とあるのは「第46条」と読み替えるものとする。

研究開発学校等における小中一貫教育の取組の経緯

昭和51年

研究開発学校制度の創設

平成12年度～ 広島県呉市 [事例1] が、研究開発学校による小中一貫教育の取組を開始

※ 研究開発学校としての指定は、延長含め平成18年度まで

平成16年4月

構造改革特別区域研究開発学校(特区研発)の創設

平成16年度～ 東京都品川区 [事例2] が「小中一貫特区」の取組を開始

平成18年4月 東京都三鷹市 [事例3] が、市内最初の小中一貫教育校「にしみたか 学園」を開園(教育課程の特例を用いない取組)

平成20年4月

教育課程特例校制度の創設(特区研発の全国展開)

現在の研究開発学校・教育課程特例校制度を利用した小中連携の取組

学年区分	合計	国立	公立	私立
6-3（従来の区分から変更なし）	34件（807校）	3件（11校）	29件（792校）	2件（4校）
4-3-2	11件（127校）	1件（2校）	9件（123校）	1件（2校）
5-4	1件（2校）	-	1件（2校）	-
5-2-2	1件（2校）	-	1件（2校）	-
その他 （一部の教科のみ実施、幼・高と連携等）	7件（22校）	1件（2校）	5件（18校）	1件（2校）
合計	54件（960校）	5件（15校）	45件（937校）	4件（8校）

※上記の取組は、学校や地域の特性を活かした教科を新設することなどにより小中連携を推進するもの
 ※取組数は平成25年4月1日現在
 ※平成25年度学校数（平成25年5月1日現在）
 小学校：21, 131校、 中学校：10, 628校

<研究開発学校制度>

教育課程の改善に資する実証的資料を得るため、文部科学大臣が、学校教育法施行規則第55条に基づき、申請のあった学校に学習指導要領等現行の教育課程の基準によらない教育課程の編成・実施を認め、新しい教育課程・指導方法について研究開発する制度【指定期間は原則3年間】

<教育課程特例校制度>

文部科学大臣が、学校教育法施行規則第55条の2に基づき、学校を指定し、学習指導要領等によらない教育課程を編成して実施することを認める制度【構造改革特別区域研究開発学校を全国展開（平成20年度～）】

小中一貫教育の現行の取組の多様性

小中一貫教育に関する先行的な取組は、極めて多様

ア) 制度上の特例の活用

特例を活用している取組も活用していない取組もある。

イ) 特例の活用範囲

複数の教科について特例を活用している取組、キャリア教育に力を入れた取組など様々。

ウ) 教育課程の区切り

6年・3年のまとまりでの区切りほか、4年・3年・2年での区切り、5年・4年での区切りなど様々。

エ) 小学校からの教科担任制

導入するかしないか、導入している場合でも、どの学年からどの教科で導入するかについて取組は様々。

オ) 校地・校舎の状況

小中一体型校舎を新設した取組、小学校を中学校の隣に移設した取組、既存の校地・校舎を活用した取組など様々。

研究開発学校・教育課程特例校の取組の効果

【児童生徒への影響の面での効果】

- 独自に設定した教科等がねらいとした資質・能力の育成や、学習意欲・態度の向上など、教科の学力・学習意欲の向上の面での効果
- 自己肯定感の高まりや、中学校における問題行動の減少など、児童生徒の人間性、社会性等の育成の面、生徒指導面での効果
- 中学校での学習不安の減少など、中学校生活への円滑な移行の面での効果
- 児童と生徒との交流促進による影響の面での効果

【教員への影響の面での効果】

- 小中間における子どもの実態、指導方法の違い、互いの学校が抱える課題等についての認識の共有など、小中の教員の相互理解の面での効果
- 系統的指導の充実や小中合同授業等の交流活動の活性化など、学校の教育活動の充実・指導方法等の改善の面での効果
- 学習の連続性を考慮した授業を実践する教員の増加や、小中間で指導内容を見直しをしようとの意識の高まりなど、教員の指導力向上の面での効果

【地域・保護者への影響の面での効果】

- 学区内の小・中学校全体に対する地域・保護者の理解増進

【事例1】 広島県呉市における取組

ねらい

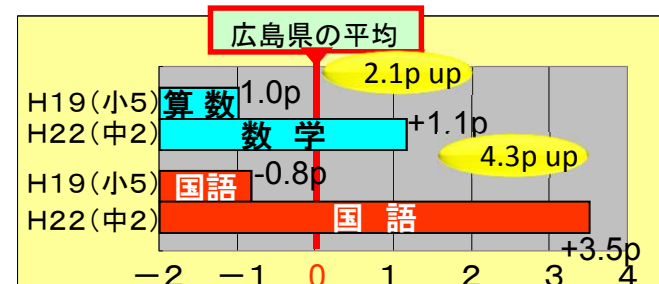
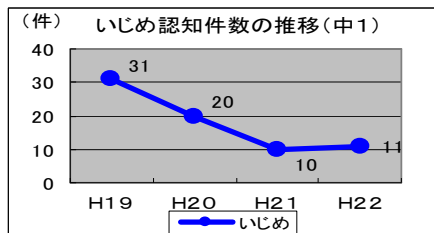
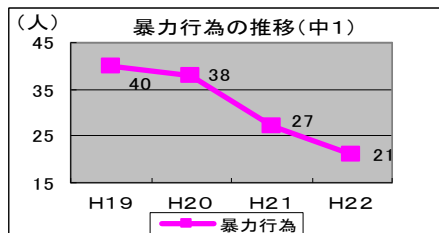
- (1) 義務教育9年間で修了するのにふさわしい学力と人間関係の力の育成
- (2) 中学校入学時の不安の解消と自尊心の向上

取組概要

- 市内の全28中学校区(施設分離型26中学校区, 施設一体型2中学校区)で、現行制度の範囲内で、9年間を見通して行う小中一貫教育を実施
- 各中学校区の特色を生かし、小中合同授業、小中合同行事、小中合同研修会等を実施
- 9年間で前期(4年)、中期(3年)、後期(2年)に区切り、中期に重点をおいた教育を展開
- 学習指導要領の範囲内で、各中学校区ごとに小中一貫カリキュラムを作成

成果

- 生徒指導上の諸問題の発生件数や不登校の数が年々減少
- 児童生徒の学力の向上
- ほとんどの教員が、「授業の工夫・改善の場面が見られた」、「小中学校を一環したカリキュラムづくりは必要」と答えるなど、教職員の意識が向上



【事例2】 東京都品川区における取組

ねらい

- (1) 中学校の学習への接続を意識した小学校段階での指導を実現し、9年間継続した系統的な学習に取り組む。
- (2) 小学校から中学校への環境の激変を緩和することによりストレスを解消する。幅広い年齢の児童生徒と学校生活を共にすることにより、多様な人間関係を形成する。
- (3) 小・中学校間の情報共有により、9年間継続性のある生活指導を実現する。

取組概要

- 区内の全中学校区(施設一体型6校、施設分離型9中学校・31小学校)で、実施
- 区独自の「小中一貫教育要領」を定め、9年間の系統的な学習を実施
- 全学年に「市民科」を新設し、小1から「英語科」を実施
- 小5～中3に「ステップアップ学習(選択学習)」を新設
- 小5から教科担任制を導入
- 9年間を4年・3年・2年に区切ったまとまりで教育計画を立て実践

成果

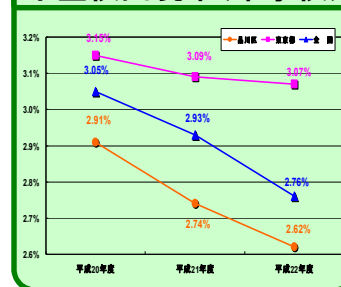
- 国・都・品川区が実施する学力調査において全国平均を上回った学校数が増加するなど学力が向上
- 小中一貫教育実施によって、年々、不登校生徒の出現率が抑制
- 学習・生活規律の徹底、礼儀等の面で全国平均を上回る結果

全国・学力学習状況調査で全国平均を上回った学校数

	国語 A			国語 B		
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
6年生	24校/38校	24校/38校	28校 /38校	25校/38校	23校/38校	23校/38校
9年生	6校/16校	10校/16校	11校 /16校	8校/16校	6校/16校	9校 /16校

	算数/数学A			算数/数学B		
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
6年生	29校/38校	26校/38校	34校 /38校	27校/38校	25校/38校	31校 /38校
9年生	9校/16校	8校/16校	7校/16校	9校/16校	7校/16校	9校/16校

不登校出現率(中学校)



【事例3】 東京都三鷹市における取組（教育課程の特例を用いない取組）

ねらい

- (1) 小・中学校の教員が、目指すべき「15歳の姿」の共有しつつ、徹底して協働し、発達段階に即した「学び」の系統性と連続性の確保、小中の円滑な接続を図る。
- (2) 小学校の効果的な指導を発達段階を考慮して中学校に引き継ぐ。
- (3) 中学校でのつまずき、思春期等を見通した共通理解・早期対応を図る。



取組概要

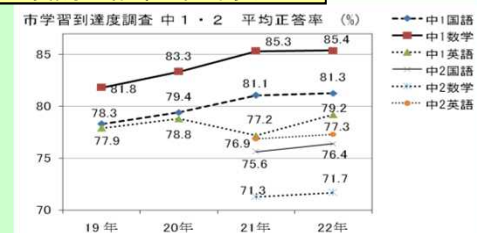
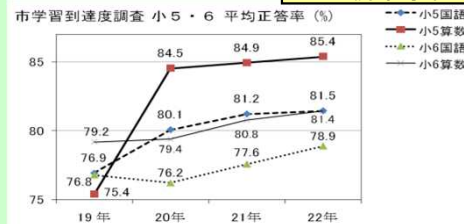
- 義務教育9年間の教育を
 - ① 現行の法制度(6-3制)の下で、
 - ② 既存の小学校・中学校を存続させた形で、
 - ③ コミュニティ・スクールを基盤として、
 - ④ 小・中一貫カリキュラムに基づき、系統性と連続性を重視して行い、児童・生徒に「人間力」と「社会力」を培う
- 全教員が小・中学校双方の教員として兼務発令を受け、相互乗り入れ授業を実施

成果

- 自然教室、水泳交流、プレ中学生体験、部活動体験、中学生の小学校ボランティア訪問等の小・小及び小・中間の交流活動により、学園の子供としての一体感が醸成
- 小・中学校の教員同士の相互理解が促進され、協力し合う姿勢が定着
- 小・中学校教員の授業交流により児童・生徒の学習意欲・学力が向上

学力向上

三鷹市学習到達度調査結果 経年変化



教員養成・免許制度について

1. 免許主義と開放制の原則

免許主義

教員は、教育職員免許法により授与される各相当の免許状を有する者でなければならない(免許法第3条第1項)。

開放制の原則

我が国の教員養成は、一般大学と教員養成系大学とがそれぞれの特色を発揮しつつ行っている。

2. 免許状の種類

それぞれ学校種別 (中学校・高等学校については教科別)

① 普通免許状
(有効期間10年)

専修免許状(修士課程修了程度)

一種免許状(大学卒業程度)

二種免許状(短大卒業程度)

② 特別免許状
(有効期間10年)

③ 臨時免許状
(有効期限3年)

- 授与権者: 都道府県教育委員会
- 免許状の有効範囲
 - ・普通免許状 : 全ての都道府県
 - ・特別免許状 } 授与を受けた
 - ・臨時免許状 } 都道府県内

普通免許状

H24年度授与件数: 208, 237件

(内訳) 専修免許状: 14, 829件 一種免許状: 150, 720件 二種免許状: 42, 688件

① 「大学における養成」が基本。

学士の学位等

+

教職課程の履修

(教科に関する科目
教職に関する科目)

⇒

教員免許状

② 現職教員の自主的な研鑽を促すため、一定の教職経験を積み、大学等で所要単位を修得した者に、上位免許状を授与する途を開いている。

特別免許状

H24年度授与件数: 52件

(平成元~H24年度総授与件数: 549件)

免許状を有しない優れた知識経験を有する社会人を学校現場へ迎え入れるため、都道府県教育委員会が行う教育職員検定の合格により授与する「教諭」の免許状(学校種及び教科ごとに授与)

○ 授与要件

- ① 担当教科に関する専門的な知識経験や技能を有すること
- ② 社会的信望及び教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を有すること

臨時免許状

H24年度授与件数: 9, 214件

(前年度9, 319件)

普通免許状を有する者を採用できない場合に限り、例外的に授与する「助教諭」の免許状

○ 授与要件

都道府県教育委員会が行う教育職員検定の合格

3. 免許主義の例外

① 特別非常勤講師

H24年度届出件数: 19, 358件

(前年度19, 370件)

多様な専門的知識・経験を有する人を教科の学習に迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や活性化を図ることを目的とした制度。**教員免許状を有しない非常勤講師が、教科の領域の一部を担当することが可能**(任命・雇用する者が、**あらかじめ**都道府県教育委員会に届出をすることが必要)。

② 免許外教科担任制度

H24年度許可件数: 12, 241件

(前年度12, 551件)

中学校、高等学校、中等教育学校の前期課程・後期課程、特別支援学校の中学部・高等部において、相当の免許状を所有する者を教科担任として採用することができない場合に、**校内の他の教科の教員免許状を所有する教諭等(講師は不可)が、1年に限り、免許外の教科の担任をすることが可能**

(校長及び教諭等が、都道府県教育委員会に申請し、許可を得ることが必要)。

【所有する免許状と担任できる教科等】

	幼稚園	小学校					中学校				高等学校		
		各教科	道徳	外国語活動	総合的な学習の時間	特別活動	免許状に定められた教科	道徳	総合的な学習の時間	特別活動	免許状に定められた教科	総合的な学習の時間	特別活動
幼稚園の教員免許状	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
小学校の教員免許状	×	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×
中学校の教員免許状	×	△ ※1	×	△ ※2	△ ※1	×	○	○	○	○	×	×	×
高等学校の教員免許状	×	△ ※1	×	△ ※2	△ ※1	×	△ ※3	×	△ ※3	×	○	○	○

※1 例えば、理科の教員免許状を所有する者は、小学校の理科の担任が可能。また、総合的な学習の時間における理科に関連する事項の担任が可能。

※2 英語の教員免許状を所有する者のみ、小学校の外国語活動の担任が可能。

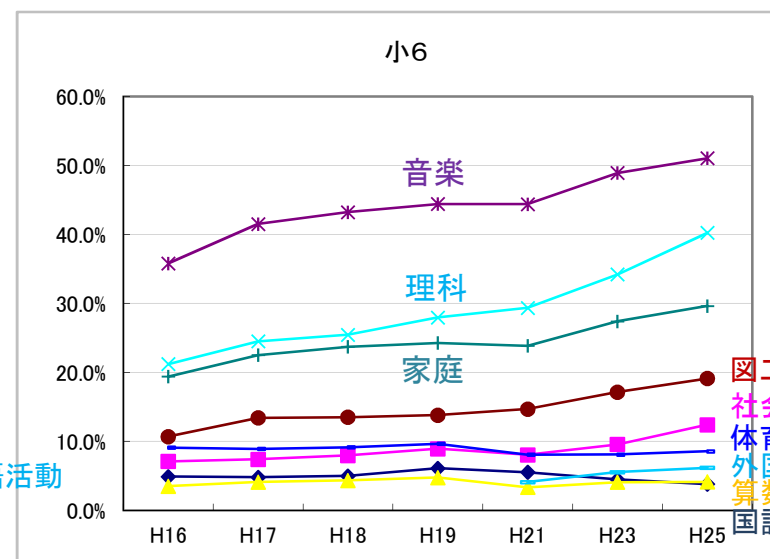
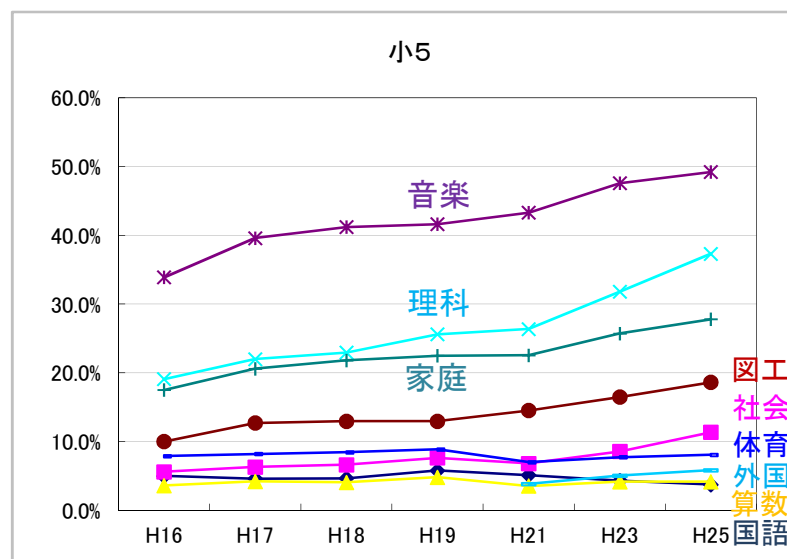
※3 高等学校の工芸、書道、看護、情報、農業、工業、商業、水産、福祉、商船、看護実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習、商船実習、柔道、剣道、情報技術、建築、インテリア、デザイン、情報処理、計算実務の免許状を所有する者は、中学校において、所有免許状の教科に相当する教科の担任や、総合的な学習の時間における所有免許状の教科に係る事項の担任が可能。

	中等教育学校						
	前期課程				後期課程		
	免許状に定められた教科	道徳	総合的な学習の時間	特別活動	免許状に定められた教科	総合的な学習の時間	特別活動
中学校の教員免許状のみ所有	○	×	×	×	×	×	×
高等学校の教員免許状のみ所有	△ ※4	×	△ ※4	×	○	×	×
中学校と高等学校の教員免許状の両方を所有	○	○	○	○	○	○	○

※4 高等学校の工芸、書道、看護、情報、農業、工業、商業、水産、福祉、商船、看護実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習、商船実習、柔道、剣道、情報技術、建築、インテリア、デザイン、情報処理、計算実務の免許状を所有する者は、前期課程において、所有免許状の教科に相当する教科の担任や、総合的な学習の時間における所有免許状の教科に係る事項の担任が可能

教科等の担任制の実施状況（小学校）（平成25年度）

学年 \ 教科	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画 工作	家庭	体育	外国語 活動
第1学年	0.5%		0.6%		0.5%	9.2%	3.5%		3.4%	
第2学年	1.3%		1.0%		0.9%	15.9%	7.1%		4.4%	
第3学年	2.5%	3.6%	2.2%	15.9%		34.9%	13.9%		5.0%	
第4学年	2.9%	5.0%	2.5%	24.3%		43.0%	17.3%		5.8%	
第5学年	3.7%	11.4%	4.2%	37.3%		49.2%	18.6%	27.8%	8.1%	5.8%
第6学年	3.8%	12.4%	4.1%	40.2%		51.1%	19.1%	29.6%	8.6%	6.2%



注 ここでの教科担任制とは、上記の教科等について、年間を通じて教科等担任制を実施するものをいう。
 （教員の得意分野を生かして実施するもの、中・高等学校の教員が兼務して実施するもの、非常勤講師が実施するものなどを含む。）

高等学校関係

(高等学校早期卒業)

中央教育審議会初等中等教育分科会高等学校教育部会 審議まとめ（平成26年6月）概要（抜粋）

3. 高校教育の質の確保・向上に向けた具体的施策

◆学習成果や教育活動の把握・検証

- 達成度テスト（基礎レベル）（仮称）の導入（☆）
- 幅広い資質・能力の多面的な評価
 - ・技能試験等の活用推進
 - ・育成すべき資質・能力を一層重視した高等学校の教育課程の見直し
 - ・様々な学習成果・活動実績の評価推進（新たな評価手法の開発・普及、指導要録の見直し）

◆学校から社会・職業への円滑な移行推進

- 社会を生きる上で必要な力を身に付ける教育の推進
 - ・学校全体での組織的な取組推進、外部との連携・協働を行う職員の配置促進
 - ・教育委員会等における中核人材の配置や拠点校の整備推進
- 実践的な職業教育の充実
 - ・先進的な卓越した取組の推進・検証
 - ・大学、専門学校等外部機関との連携促進
 - ・専攻科における大学への編入学の制度化に向けた検討
- 総合学科における特色ある取組の推進
 - ・特色ある教育方法の事例収集・普及、魅力アピールのための取組推進

◆多様な生徒の学習形態や進路希望に対応した教育活動の推進

- 定時制・通信制等困難を抱える生徒等のための支援・相談の充実
 - ・学習支援や教育相談、外部との連携・協働を行う職員の配置促進
 - ・拠点校の整備推進
- 高等学校段階における特別支援教育の推進
 - ・研修の充実や指導体制の確保、特別の教育課程編成の検討
- 優れた才能や個性を有する生徒を支える取組推進
 - ・高度な内容の授業を受ける機会拡大など高大連携の推進
 - ・厳格な成績評価の下での早期卒業制度の創設に向けた検討
- ICT等の活用による学びの機会充実
 - ・全日制課程等における遠隔教育の実施に向けた検討

◆教員の資質向上と学校の組織運営体制の改善充実

- 指導力のある教員の育成
- 学校の組織運営体制の改善・充実

◆広域通信制課程の在り方の検討

- ・ガイドラインの作成・周知
- ・第三者機関による評価の仕組み創設

高校の卒業に関する制度

- 現行制度上、高校を卒業するためには、3年以上の高等学校への在籍と、74単位以上で高校の定める単位を修得し、特別活動の成果がその目標からみて満足できると認められるものに対して校長が認定することが必要。
- 高等学校学習指導要領に定める31単位以上の必履修教科・科目を履修することが必要。
- また、専門学科では、25単位以上の専門教科・科目の履修を求め、そのうち基礎的科目や課題研究などを原則履修教科としている。さらに職業に関する学科では専門教科・科目の総授業時数の10分の5以上が実験・実習の授業とされているが、課題研究、実習等の授業は第3学年に配当されることが多い。

○学校教育法(昭和22年法律第26号)
第五十六条 高等学校の修業年限は、全日制の課程については、三年とし、定時制の課程及び通信制の課程については、三年以上とする。

○学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)
第九十六条 校長は、生徒の高等学校の全課程の修了を認めるに当たっては、高等学校学習指導要領の定めるところにより、七十四単位以上を修得した者について行わなければならない。ただし、第八十五条、第八十五条の二又は第八十六条の規定により、高等学校の教育課程に関し第八十三条又は第八十四条の規定によらない場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより行うものとする。

○高等学校学習指導要領(平成21年文部科学省告示第34号)
第1章第6款の2 学校においては、卒業までに修得させる単位数を定め、校長は、当該単位数を修得した者で、特別活動の成果がその目標からみて満足できると認められるものについて、高等学校の全課程の修了を認定するものとする。この場合、卒業までに修得させる単位数は、74単位以上とする。

高等学校の各学科に共通する教科・科目等及び標準単位数 (平成21年告示)

教科	科目	標準単位数	必履修科目
国語	国語総合	4	○ 2単位まで減可
	国語表現	3	
	現代文A	2	
	現代文B	4	
	古典A	2	
	古典B	4	
地理歴史	世界史A	2	☐ ○
	世界史B	4	
	日本史A	2	
	日本史B	4	
	地理A	2	
	地理B	4	
公民	現代社会	2	「現代社会」又は「倫理」・「政治・経済」
	倫理	2	
	政治・経済	2	
数学	数学Ⅰ	3	○ 2単位まで減可
	数学Ⅱ	4	
	数学Ⅲ	5	
	数学A	2	
	数学B	2	
	数学活用	2	
理科	科学と人間生活	2	☐ 「科学と人間生活」を含む2科目又は基礎を付した科目を3科目
	物理基礎	2	
	物理	4	
	化学基礎	2	
	化学	4	
	生物基礎	2	
	生物	4	
	地学基礎	2	
	地学	4	
	理科課題研究	1	
体育	保健	2	○
芸術	音楽Ⅰ	2	☐ ○
	音楽Ⅱ	2	
	音楽Ⅲ	2	
	美術Ⅰ	2	
	美術Ⅱ	2	
	美術Ⅲ	2	
	工芸Ⅰ	2	
	工芸Ⅱ	2	
	工芸Ⅲ	2	
	書道Ⅰ	2	
	書道Ⅱ	2	
	書道Ⅲ	2	
外国語	コミュニケーション英語基礎	2	○ 2単位まで減可
	コミュニケーション英語Ⅰ	3	
	コミュニケーション英語Ⅱ	4	
	コミュニケーション英語Ⅲ	4	
	英語表現Ⅰ	2	
	英語表現Ⅱ	4	
	英語会話	2	
家庭	家庭基礎	2	☐ ○
	家庭総合	4	
	生活デザイン	4	
情報	社会と情報	2	☐ ○
	情報の科学	2	
総合的な学習の時間		3~6	○ 2単位まで減可

※「○」を付した科目は必履修科目。 20

大学へのいわゆる「飛び入学」について

※ いわゆる「飛び入学」とは、特定の分野について特に優れた資質を有する学生が高等学校を卒業しなくても大学に入学することができる制度。

制度概要

○対象者に係る要件

- ・大学の定める分野における特に優れた資質を有すること
- ・高校に2年以上在学したこと

○受け入れ大学に係る要件

- ・大学院が置かれ、かつ、教育研究上の実績及び指導体制を有すること
- ・特に優れた資質の認定に当たって、高校の校長の推薦を求める等、制度の適切な運用を工夫していること
- ・自己点検・評価の実施及びその結果の公表を行うこと

経緯

- ・平成 9年 数学又は物理学の分野に限定して大学への「飛び入学」を制度化(学校教育法施行規則の改正)
- ・平成13年 対象分野の制限を撤廃・学校教育法上の位置付けを明確化(学校教育法の改正)

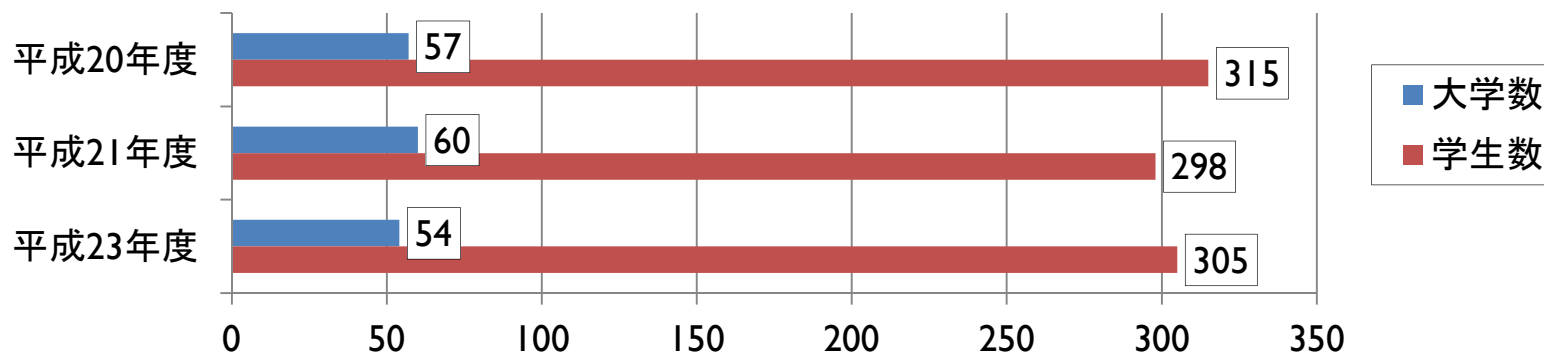
大学への「飛び入学」の実施状況

	制度導入年度	平成26年度入学者	累積入学者数
千葉大学(国立)	平成10年度	4人	76人
名城大学(私立)	平成13年度	0人	26人
昭和女子大学(私立)	平成17年度 (26年度より停止)	—	1人
成城大学(私立)	平成17年度	0人	2人
エリザベト音楽大学(私立)	平成17年度	0人	1人
会津大学(公立)	平成18年度	0人	4人
日本体育大学(私立)	平成26年度	1人	1人

大学・大学院の早期卒業者数

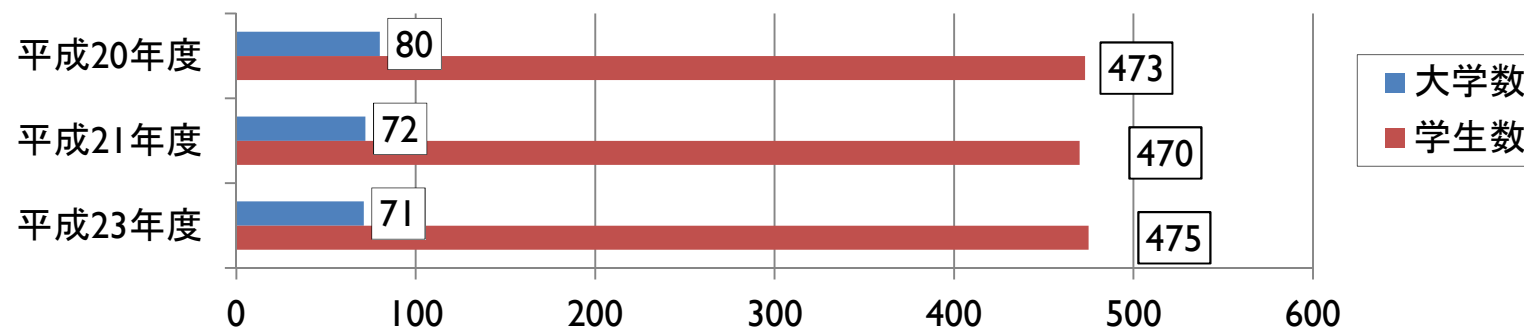
<早期卒業の状況(学部)>

●早期卒業の状況(実績)

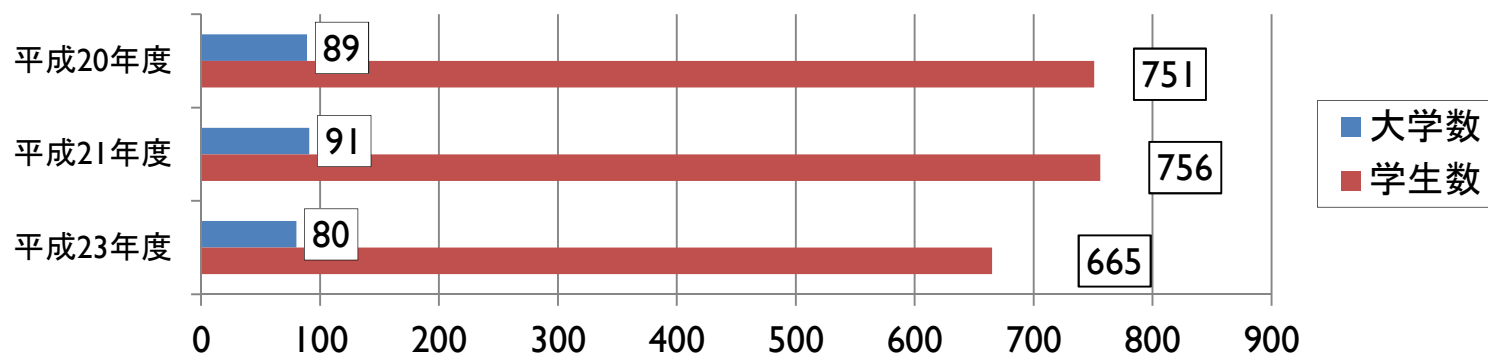


<早期修了の状況(大学院)>

●修士課程の早期修了の状況(実績)



●博士課程の早期修了の状況(実績)

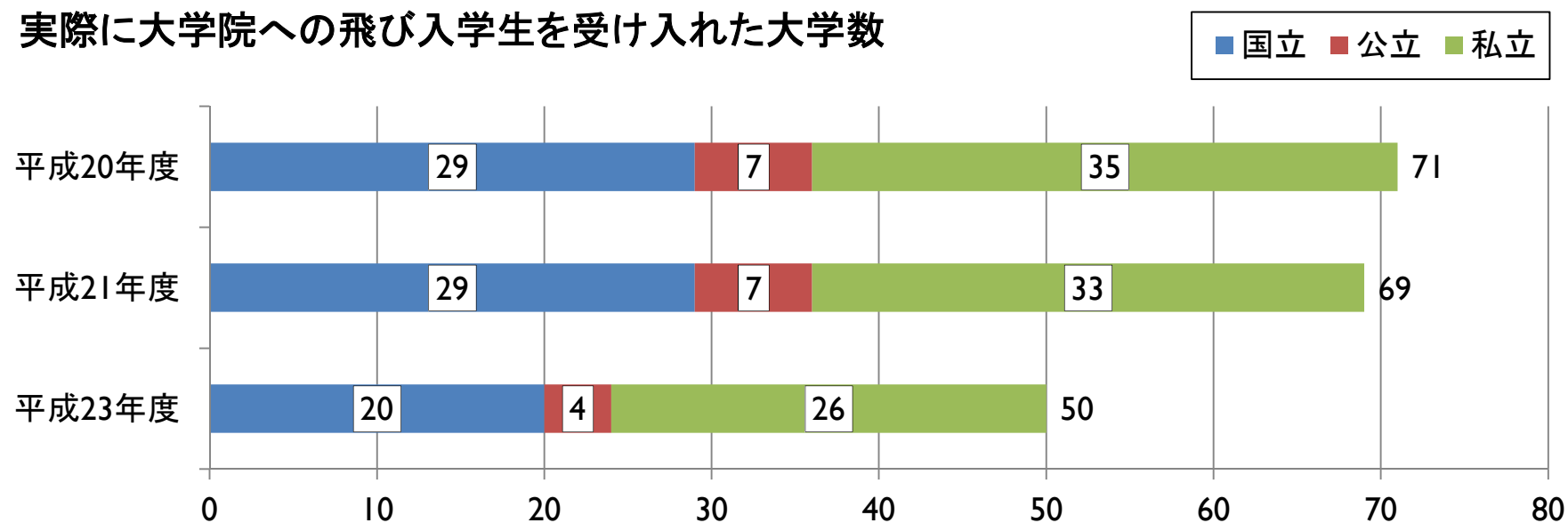


(注)平成22年度実績調査は、東日本大震災の影響を考慮し、実施していない。

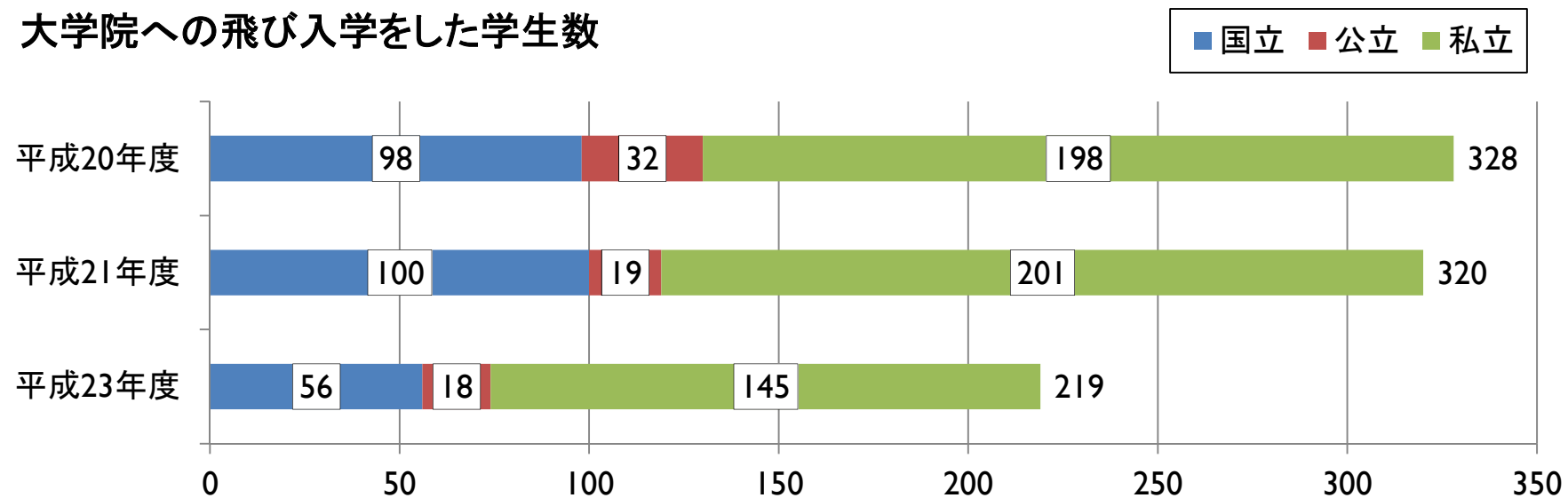
出典:「大学における教育内容等の改革状況について(平成23年度)」

大学院への飛び入学の実施状況

実際に大学院への飛び入学生を受け入れた大学数



大学院への飛び入学をした学生数



(注) 平成22年度実績調査は、東日本大震災の影響を考慮し、実施していない。

高等学校卒業程度に関するその他の制度（高卒認定試験）①

1 趣旨

高等学校卒業程度認定試験（以下「高卒認定」という。）は、学校教育法第90条第1項の規定により、高校を卒業していないなどのため、大学等を受験できない者に対し、高校卒業者と同等以上の学力があるかどうかを認定する試験である。合格者には、大学・短大・専門学校の入学資格を付与している。

また、就職・資格試験等においても高校卒業者と同等に扱われるよう、経済界等に働きかけ、社会的通用性を高めるよう努めている。

2 受験資格

16歳になる年度から受験できる。ただし、既に大学入学資格を有している場合は受験できない。

従前の大学入学資格検定では認められていなかった、全日制高等学校等の在籍者にも受験資格を付与している。

3 開始年度

平成17年度（大学入学資格検定：昭和26年度）

4 実施回数・時期

毎年2回（8月、11月）

5 実施場所

都道府県毎に1会場（47会場）、全国の少年院、刑務所等の矯正施設（平成25年度は延べ181か所）

6 試験科目・合格要件

教科	科目	合格要件
国語	国語	
地理 歴史	世界史(A、B) 日本史(A、B)、地理(A、B)	いずれか1科目 いずれか1科目
公民	現代社会、倫理と政治・経済	いずれか一方
数学	数学	
理科	科学と人間生活、物理基礎、 化学基礎、 生物基礎、地学基礎	科学と人間生活を含む2科目 又は 科学と人間生活以外の3科目
外国語	英語	

合格に必要な科目数は、受験者の選択により8～10科目となる。

※ 合格者が18歳未満の場合は、満18歳の誕生日から合格者となる。

※ 合格科目は、学校長の判断により卒業単位として単位認定することができる。

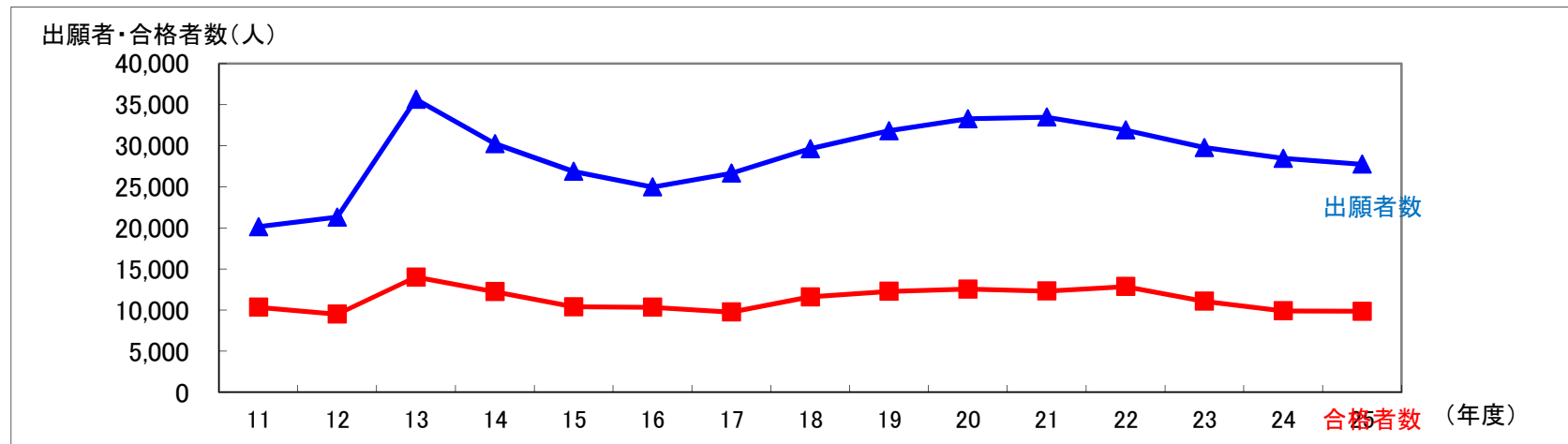
7 受験料

7科目～10科目	8,500円
4科目～6科目	6,500円
1科目～3科目	4,500円

高等学校卒業程度に関するその他の制度（高卒認定試験）②

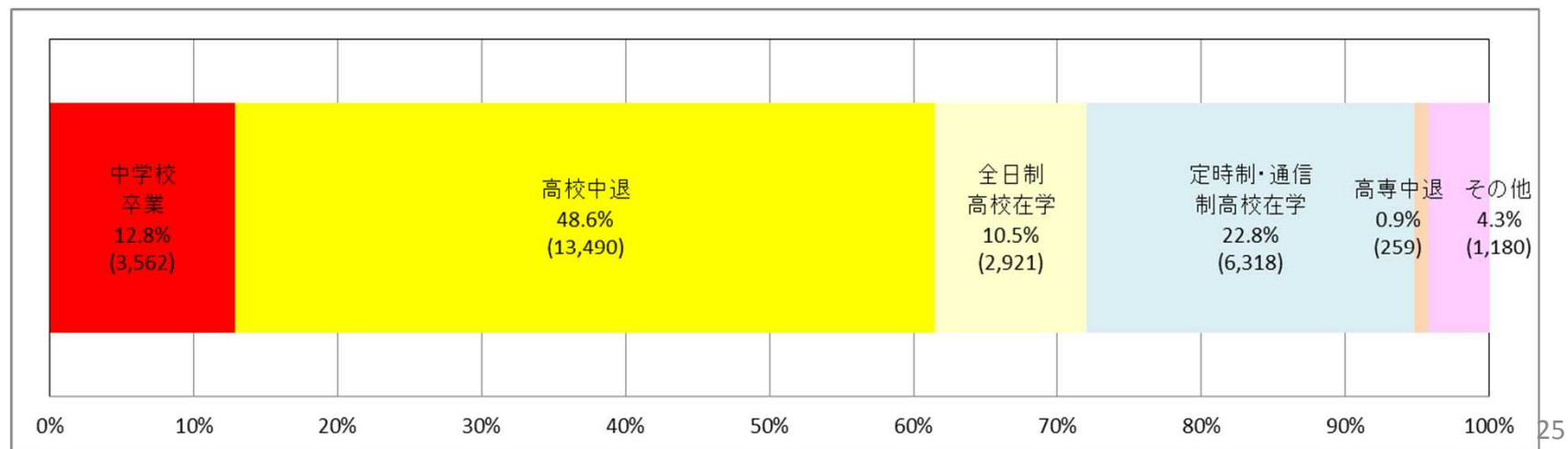
8 高卒認定出願状況等

高卒認定制度が創設された平成17年度より出願者数は増加傾向にあったが、平成22年度からは減少傾向にある。また、最終学歴別出願者数の割合を見ると、高校中退が約5割を占めている。



※ 合格者数は全科目合格者であり、一部科目合格者数を除く。

○ 最終学歴別出願者数



高校早期卒業制度検討に関する関係規定

高校の卒業に関する規定

○学校教育法（昭和22年法律第26号）

第五十六条 高等学校の修業年限は、全日制の課程については、三年とし、定時制の課程及び通信制の課程については、三年以上とする。

○学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）

第九十六条 校長は、生徒の高等学校の全課程の修了を認めるに当たっては、高等学校学習指導要領の定めるところにより、七十四単位以上を修得した者について行わなければならない。ただし、第八十五条、第八十五条の二又は第八十六条の規定により、高等学校の教育課程に関し第八十三条又は第八十四条の規定によらない場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより行うものとする。

○高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号）

第1章第6款の2 学校においては、卒業までに修得させる単位数を定め、校長は、当該単位数を修得した者で、特別活動の成果がその目標からみて満足できると認められるものについて、高等学校の全課程の修了を認定するものとする。この場合、卒業までに修得させる単位数は、74単位以上とする。

飛び入学に関する規定

○学校教育法（昭和22年法律第26号）

第九十条 （略）

② 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する大学は、文部科学大臣の定めるところにより、高等学校に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、当該大学の定める分野において特に優れた資質を有すると認められるものを、当該大学に入学させることができる。

一 当該分野に関する教育研究が行われている大学院が置かれていること。

二 当該分野における特に優れた資質を有する者の育成を図るのにふさわしい教育研究上の実績及び指導体制を有すること。

○学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）

第一百五十一条 学校教育法第九十条第二項の規定により学生を入学させる大学は、特に優れた資質を有すると認めるに当たっては、入学しようとする者の在学する学校の校長の推薦を求める等により、同項の入学に関する制度が適切に運用されるよう工夫を行うものとする。

第一百五十二条 学校教育法第九十条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第九十条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。

第一百五十三条 学校教育法第九十条第二項に規定する文部科学大臣の定める年数は、二年とする。

大学における早期卒業制度に関する規定

○学校教育法（昭和22年法律第26号）

第八十九条 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の学生（第八十七条第二項に規定する課程に在学するものを除く。）で当該大学に三年（同条第一項ただし書の規定により修業年限を四年を超えるものとする学部の学生にあつては、三年以上で文部科学大臣の定める期間）以上在学したものが、卒業の要件として当該大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、同項の規定にかかわらず、その卒業を認めることができる。

○学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）

第一百四十七条 学校教育法第八十九条に規定する卒業の認定は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する場合（学生が授業科目の構成等の特別の事情を考慮して文部科学大臣が別に定める課程に在学する場合を除く。）に限り行うことができる。

一 大学が、学修の成果に係る評価の基準その他の学校教育法第八十九条に規定する卒業の認定の基準を定め、それを公表していること。

二 大学が、大学設置基準第二十七条の二に規定する履修科目として登録することができる単位数の上限を定め、適切に運用していること。

三 学校教育法第八十七条第一項に定める学部の課程を履修する学生が、卒業の要件として修得すべき単位を修得し、かつ、当該単位を優秀な成績をもって修得したと認められること。

四 学生が、学校教育法第八十九条に規定する卒業を希望していること。

飛び入学、早期卒業に関する提言①

■教育再生実行会議第五次提言(平成26年7月)

1. 子供の発達に応じた教育の充実、様々な挑戦を可能にする制度の柔軟化
- (3) 実践的な職業教育を行う高等教育機関を制度化する。また高等教育機関における編入学等の柔軟化を図る。
(高等教育機関における編入学当の柔軟化)
 - 能力や意欲に応じた学びの発展やその後の進路変更に対応できるよう、国は、大学への飛び入学制度の活用実態等も踏まえて高等学校の早期卒業を制度化するとともに、学制の異なる国からの留学生受入れなど、国際化に対応できるよう、大学及び大学院入学資格において課している12年又は16年の課程の修了要件を緩和する。

■初等中等教育分科会高等学校教育部会 審議まとめ(平成26年6月)(抄)

第3章 高校教育の質の確保・向上に向けた具体的施策

3. 多様なニーズに対応した教育活動の推進
- (3) 優れた才能や個性を有する生徒を支える取組推進
 - (略)また、高校段階における厳格な成績評価の下での早期卒業制度の創設に向けた検討や、生徒の能力の伸長に応じた多様な学習機会の提供に向けた検討などを進めていくことも必要である。

■第2期教育振興基本計画について(中央教育審議会答申 平成25年4月25日)(抄)

第2部 今後5年間に実施すべき教育上の方策

～四つの基本的方向性に基づく、8の成果目標と30の基本施策～

- I 四つの基本的方向性に基づく方策
2. 未来への飛躍を実現する人材の養成
 - 成果目標5(社会全体の変化や新たな価値を主導・創造する人材等の養成)
 - 基本施策14 優れた才能や個性を伸ばす多様で高度な学習機会等の提供

【基本的考え方】

- 社会全体の変化や新たな価値を主導・創造する人材等を育成するためには、初等中等教育段階から、「社会を生き抜く力」を育成し、各分野に興味・関心を有する子どもの裾野を拡大するとともに、その才能を見い出して、創造性やチャレンジ精神などをより一層伸ばしていくことが必要である。

- このため、意欲と能力のある児童生徒等に対し、ハイレベルな学習機会や切磋琢磨(せつさたくま)する場を提供することが求められ、これまで活用事例の少ない大学への飛び入学促進、高等学校段階における早期卒業制度の検討や、先進的な教育を受ける機会の提供や全国レベルで競い合う科学の甲子園等の推進を含めた理数教育の充実などを図る。

【主な取組】

- 14-1 優れた才能や個性を伸ばす仕組みの推進
 - ・ 一人一人の能力を伸ばすための教育の推進を図るため、子どもの成長に応じた柔軟な教育システム等の構築に向けて、基本施策10-1に記載した取組を進める。特に高校と大学の接続については、飛び入学に関して、制度の活用を図り、各大学における積極的な取組を引き続き促すとともに、高等学校段階における早期の卒業を認める制度の検討などを行う。

■初等中等教育分科会高等学校教育部会 課題の整理と検討の視点(平成24年8月)(抄)

6. 各種の振興方策
 - 社会においてリーダーシップを発揮し、また、グローバル社会において国際的に活躍するために必要な資質・能力の育成
- #### 【振興方策(例)】
- ・ 単位制をより重視することにより、高等学校段階において、厳格な成績評価の下で通常の生徒よりも優れた成績で単位を修得した者について、早期の卒業を認める制度の創設。

飛び入学、早期卒業に関する提言②

■グローバル人材育成戦略(グローバル人材育成推進会議 平成24年6月)(抄)

3. 英語教育の強化、高校留学の促進等の初等中等教育の諸課題について

(2) 高校留学等の促進

大学・大学院への飛び入学や早期卒業の促進を図るとともに、高校における早期卒業制度の創設のための制度的整備等について、検討を進め方向性を明確にする。(高校2年→留学1年→大学4年、高校2年→大学5年(留学1年を含む)、高校3年→留学1年→大学3年等の柔軟な進路設計を可能に)

4. 大学入試の改善等の大学教育の諸課題について

(2) 国際的に誇れる大学教育システムの確立、高等教育の国際展開の推進戦後、一律に導入された6-3-3-4制の教育体系を、新たな時代の個々の学びをきめ細かく支援・促進できるように、小中一貫教育や中高一貫教育の推進、高校段階以上における早期卒業・飛び入学の制度的整備等を通じて、柔軟で多様な進路設計を可能とする弾力的なシステムへと進化・発展させる。

■教育再生会議 第三次報告 (平成19年12月25日)(抄)

7つの柱1. 学力の向上に徹底的に取り組む ～未来を切り拓く学力の育成～

(2) 「6-3-3-4制」を弾力化する

○年齢主義(履修主義)を見直し、飛び級を検討する

各論(2)「6-3-3-4制」を弾力化する

○年齢主義(履修主義)を見直し、飛び級を検討する

・ 一定期間学習すれば進級、卒業できるという年齢主義(履修主義)に重きを置きすぎている現状を見直し、特定の教科について上の学年で学べるよう、取扱いを弾力化する。また、特に優れた資質を有する子供が、学年を超えて学ぶこと(いわゆる飛び級)ができるような制度の弾力化について、対象の子供の範囲、年齢段階などを含め検討する。

・ 学習内容を確実に修得して卒業できるよう、習熟度別指導や補習などの補充的指導を積極的に行う。なお、学力定着のための留年については、義務教育段階では、本人の希望や保護者の同意がある場合などに活用する。

・ 個々の子供の認知と学習スタイルの多様性に応じた指導を推進する。

■大学への早期入学及び高等学校・大学間の接続の改善に関する協議会報告書 ―一人一人の個性を伸ばす教育を目指して― (平成19年3月22日)(抄)

2. 大学への早期入学(飛び入学)制度の適切な運用及びその活用の在り方について

(4) その他

④高等学校卒業の取扱及び大学入学資格との関係

○ 現行制度においては、大学へ飛び入学した学生は、高等学校を中途退学して大学に入学することとなっており、高等学校卒業という取扱にはならない。

○ この取扱に対し、大学への飛び入学者にも一定の要件(飛び入学した大学を卒業する、一定の履修単位を大学において修得する等)の下、高等学校卒業の取扱を認めることができれば、飛び入学制度の活用が促進されるのではないかとの指摘もある。

○ また、飛び入学した学生については、飛び入学を実施した大学において責任をもって指導することが基本であるが、やむを得ない事情等により他大学へ転学等する場合も考えられる。その場合、学校教育法施行規則上、一定の要件の下、当該学生に対しては大学入学資格が認められているが、高等学校卒業者と同様の大学入学資格を認めるべきではないかという指摘もある。

○ 以上のような指摘については高等学校教育の在り方や大学入学資格の在り方などの関連で検討すべき課題でもあるが、早期に大学に入学した学生が不利益を被ることがないように、飛び入学制度の実施状況を踏まえ、より円滑な接続環境の整備に向けて引き続き検討が行われるべきである。

■21世紀を展望した我が国の教育の在り方について(中央教育審議会答申 平成9年6月)(抄)

第4章 教育上の例外措置

(3) 大学入学年齢の特例

③対象者(略)

また、大学への早期入学が認められた場合、高等学校2年修了時から大学に進学することになるので、高等学校を中途退学したこととなる。しかしながら、その子どもの進路が、様々な事情により、大学入学後に変更され、大学を途中で辞めることもあり得る。その場合は、本人の最終学歴が中学校卒業となり、高等学校卒業が受験資格となっている資格試験などについて不利益を被るおそれがある。このような場合に不利益を被ることがないように、高等学校卒業と同じ効果を与えるようにするなどの配慮を行うことが必要であろう。

高等学校関係

(専攻科から大学への編入学)

大学への編入学について

- 従来から大学への編入学が認められた高等専門学校、短期大学に加えて、平成10年の学校教育法改正により、修業年限2年以上で、全課程が1700時間以上等の要件を満たす専修学校専門課程については、大学への編入学が可能となっている。

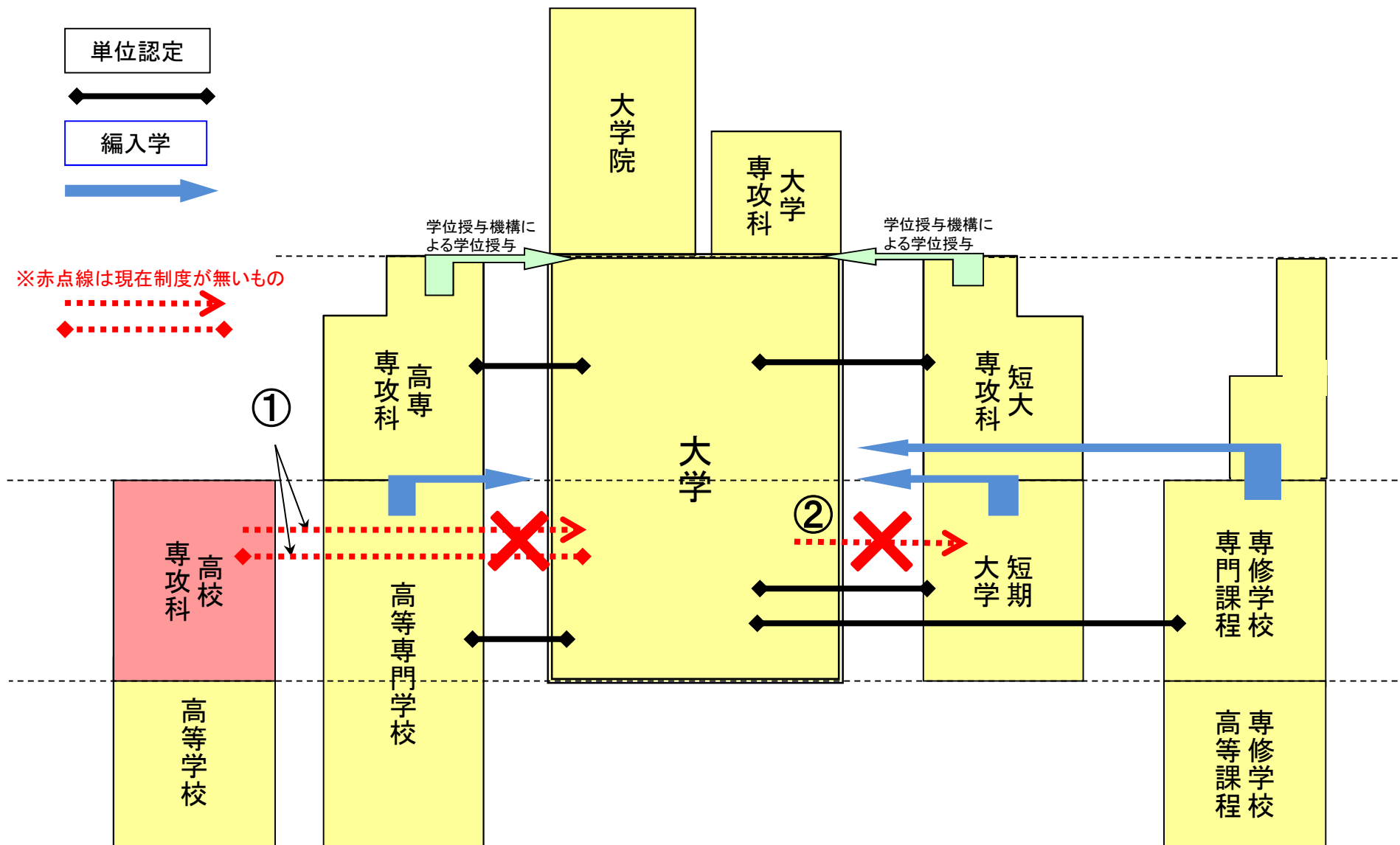
大学への編入学制度に関する過去の経緯

年代	制度改正
昭和36年	高等専門学校制度創設に伴い大学への編入学の制度化（学教法改正）
昭和39年	短期大学の恒久制度化に伴い大学への編入学の制度化（学教法改正）
昭和50年	専修学校制度の創設（学教法改正）
昭和51年	専修学校設置基準制定
平成3年	修業年限2年以上の専修学校専門課程と大学との単位互換の開始
平成10年	修業年限2年以上の専修学校専門課程から大学への編入学の制度化（学教法改正）

専修学校、各種学校の要件

専修学校 （専門課程、 編入学可）	修業年限2年以上 入学資格は高校卒業者 授業時数800時間以上/年 全課程で1700時間以上 生徒数40人以上
専修学校 （専門課程）	修業年限1年以上 入学資格は高校等卒業者 授業時数800時間以上/年 生徒数40人以上
各種学校	修業年限定めなし 入学資格定めなし 授業時数450時間以上/年 生徒数の定めなし

大学と各学校種間の単位認定・編入学の現状

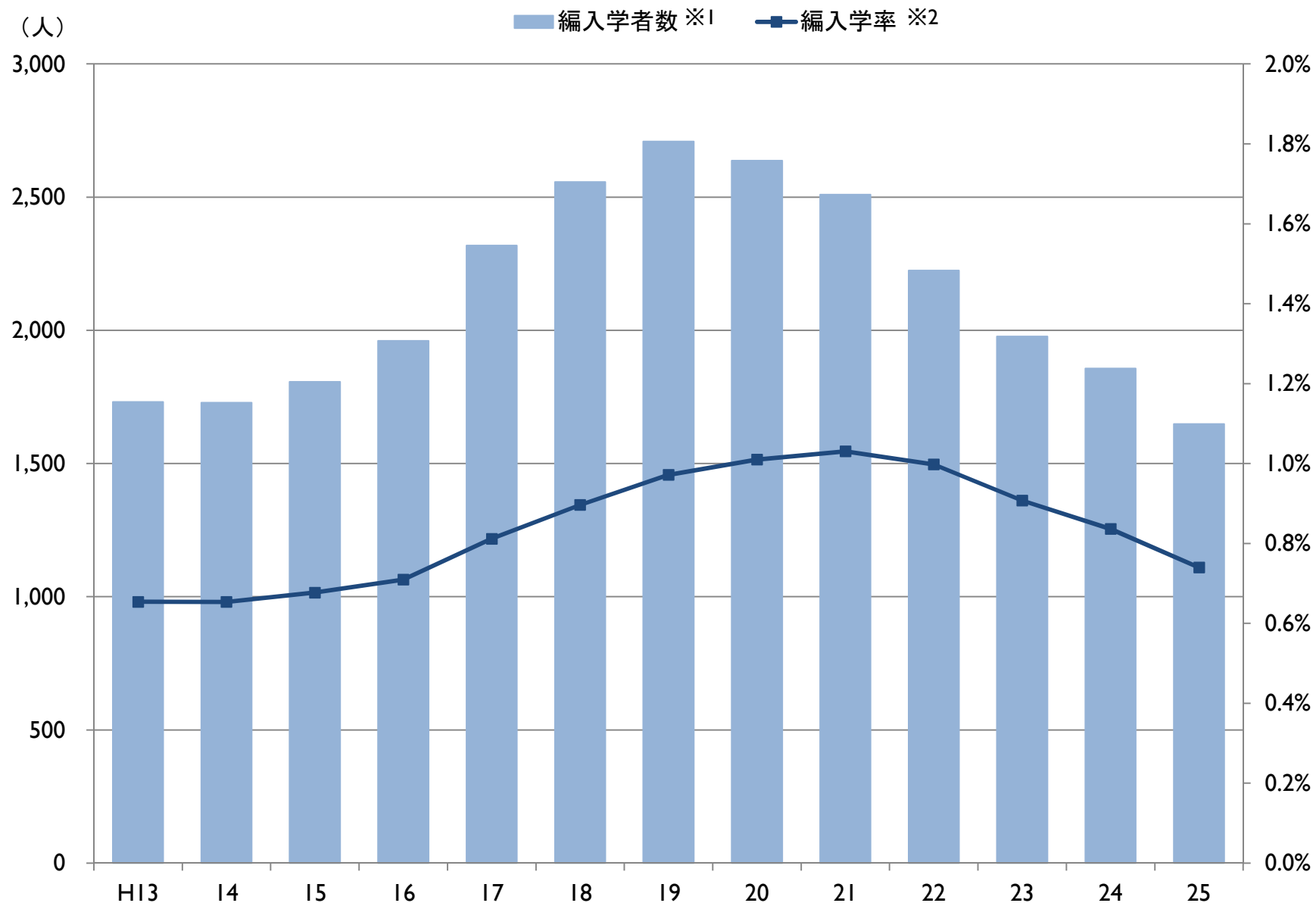


※①高等学校専攻科における学修の単位認定、編入学

②大学から短期大学への編入学

※なお、簡略化のため、上図は教育機関相互における全ての単位認定、編入学の関係を記載しているものではない。

専門学校から4年制大学への編入学者数・編入学率の推移

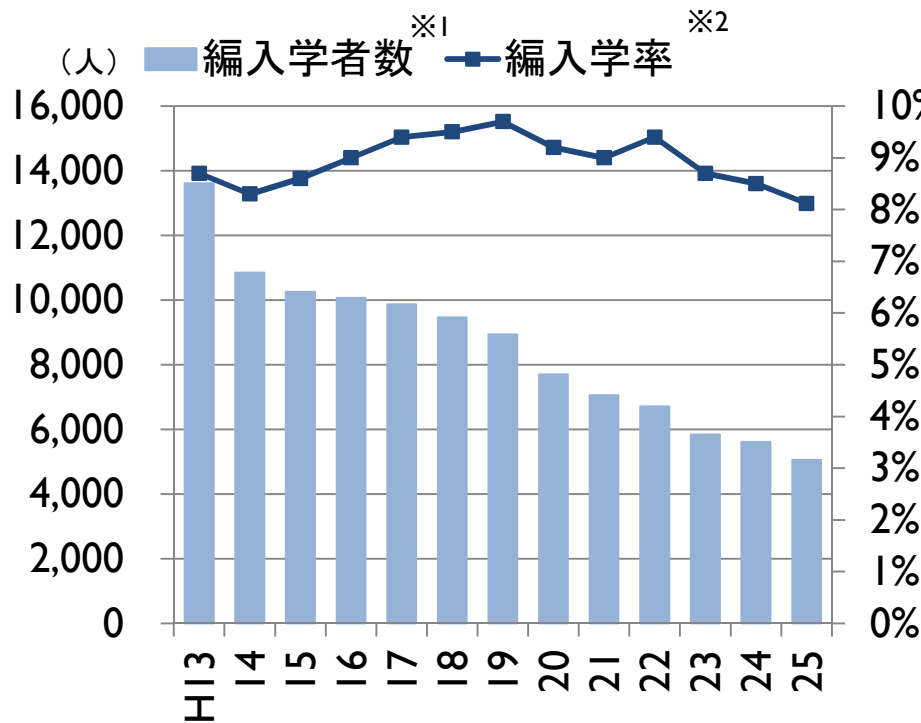


※1 当該年度に4年制大学が受け入れた編入学者数で過年度卒業者を含む。

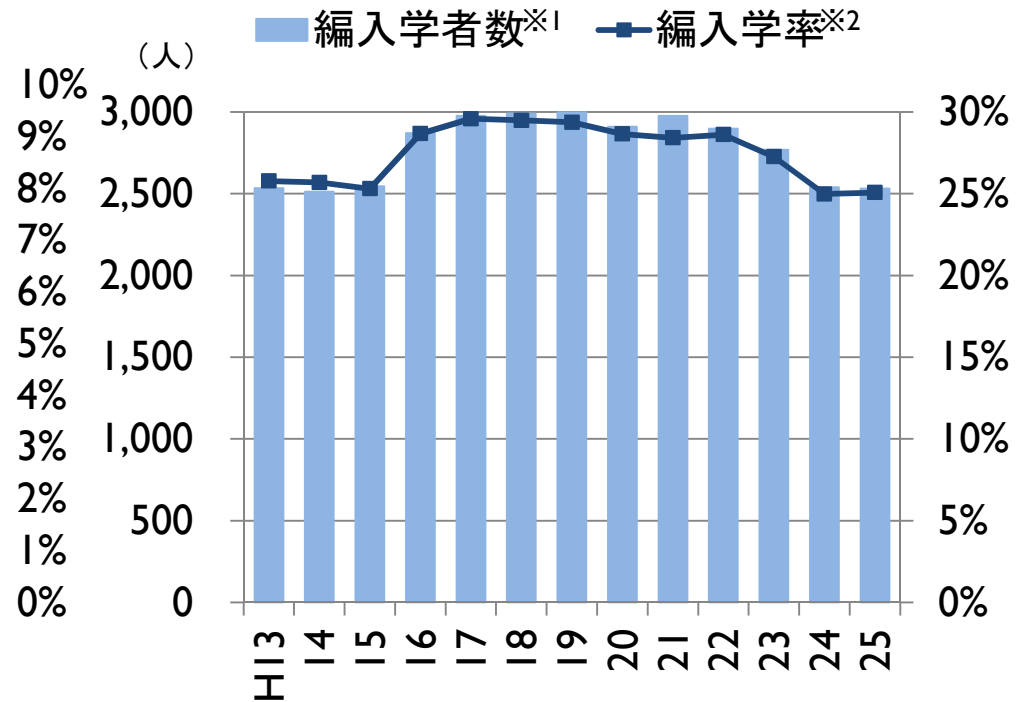
※2 専門学校卒業生数に占める編入学者数の割合

短期大学、高等専門学校から4年制大学への編入学者数・編入学率の推移

短期大学



高等専門学校



※1 当該年度に4年制大学が受け入れた編入学者数で過年度卒業者を含む。
 ※2 それぞれ、短期大学又は高等専門学校卒業生数に占める編入学者数の割合

高等学校専攻科の概要①

- (1) 目的 精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導すること(学校教育法第58条)
- (2) 修業年限 1年以上
- (3) 入学資格 高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者
- (4) 設置基準 専攻科の編制、施設、設備等については、高等学校設置基準によらなければならない。ただし、教育上支障がないと認めるときは、都道府県教育委員会等は、専攻科の編制、施設及び設備に関し、必要と認められる範囲内において、高等学校設置基準に準じて、別段の定めをすることができる。

(平成24年度)

(5) 設置数

	普通科	農業	工業	商業	水産	家庭	看護	情報	福祉	合計
当該学科を設置する 高校数(A)	3,857	311	550	677	42	285	95	29	102	5,948
専攻科を設置する 高校数(B)	3	7	19	1	26	3	76	0	3	138
専攻科の在籍生徒数	125	230	468	19	545	138	6,726	0	82	8,333
設置割合(B/A) (%)	0.1%	2.3%	3.5%	0.1%	61.9%	1.1%	80.0%	0.0%	2.9%	2.3%

※ 通信制課程は除く。

<専攻科の設置目的>

各専攻科の主たる設置目的は、「資格取得」、「高度な技術など専門教育の深化」等となっている。

〔主な取得資格の例〕

農業科…家畜人工授精師、造園技能士
 工業科…第一種電気工事士、二級建築士、
 二級自動車整備士
 商業科…簿記検定1級、情報処理技術者試験

水産科…三級海技士、一級小型船舶操縦士
 家庭科…調理師
 看護科…看護師国家試験受験資格
 福祉科…介護福祉士国家試験受験資格 (文部科学省調べ)

＜専攻科における教育の例＞

- 看護に関する専攻科
 高校(本科)では准看護師の受験資格を得ることができ、
 専攻科では看護師の受験資格を得ることができる。

専攻科のみの課程と平成14年に創設された5年一貫の看護師課程がある。

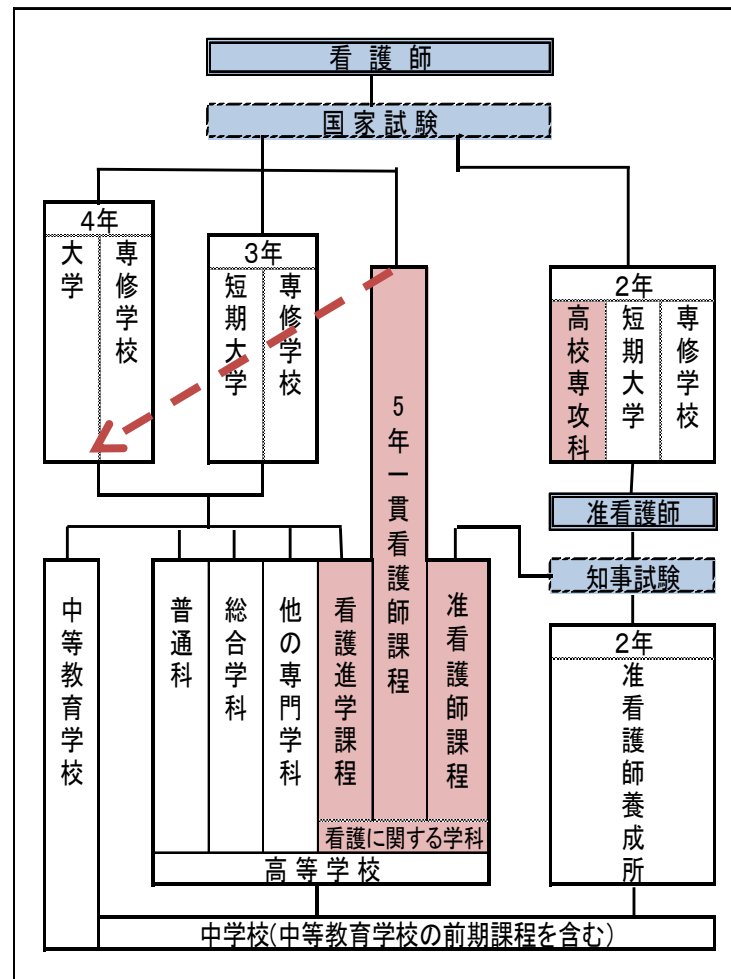
- ① 高等学校を卒業した准看護師が看護師資格を目指す
 看護師2年課程(専攻科2年間)
- ② 5年一貫看護師課程(本科3年間+専攻科2年間)

- 水産に関する専攻科
 高校(本科)では5級、4級海技士の資格の取得を目指し、
 専攻科では3級海技士の資格の取得を目指す。

3級海技士免許取得には、高等学校では専攻科の課程を含め5年以上とされている。(本科3年間+専攻科2年間)

※海技士:船舶職員(航海士、機関士等)となるために必要な資格。
 主として、5級、4級海技士の資格は国内航海、
 3級の資格は国際航海

(参考) 看護師養成教育の概要



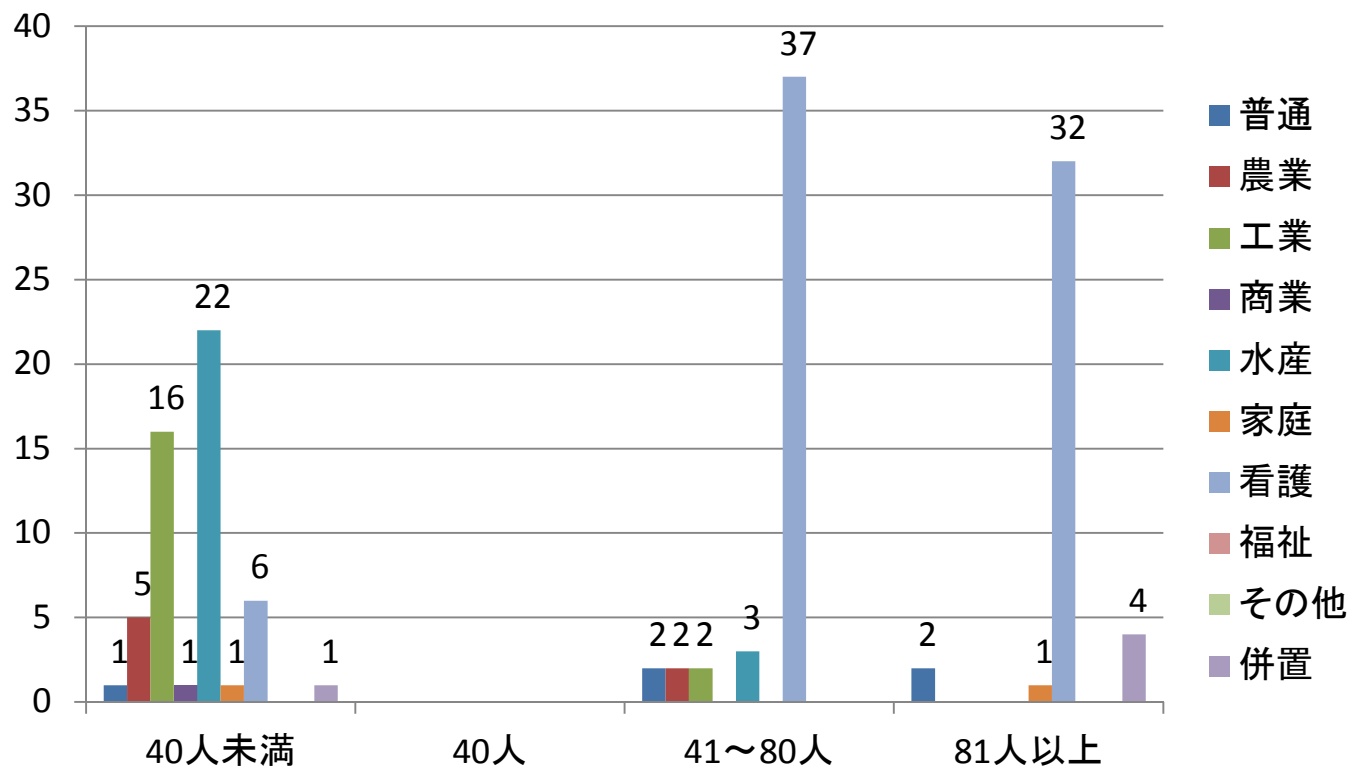
※現行制度では、高校3年+専攻科2年の養成課程修了者は、4年制大学の1年生に入学することになる。

高等学校専攻科の概要②

設置者別学校数

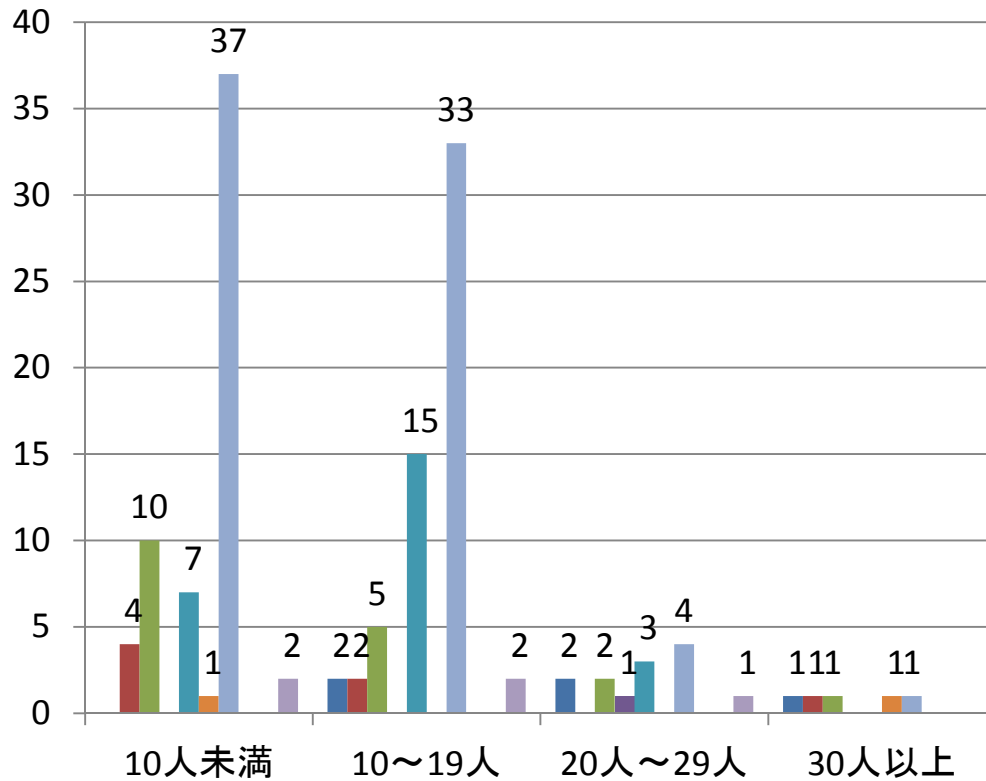
区分	普通	農業	工業	商業	水産	家庭	看護	福祉	その他	併置	計
国立・公立	2	6	9	1	25	1	26	0	0	1	71
私立・株立	3	1	9	0	0	1	49	0	0	4	67
計	5	7	18	1	25	2	75	0	0	5	138

在籍生徒数別学校数

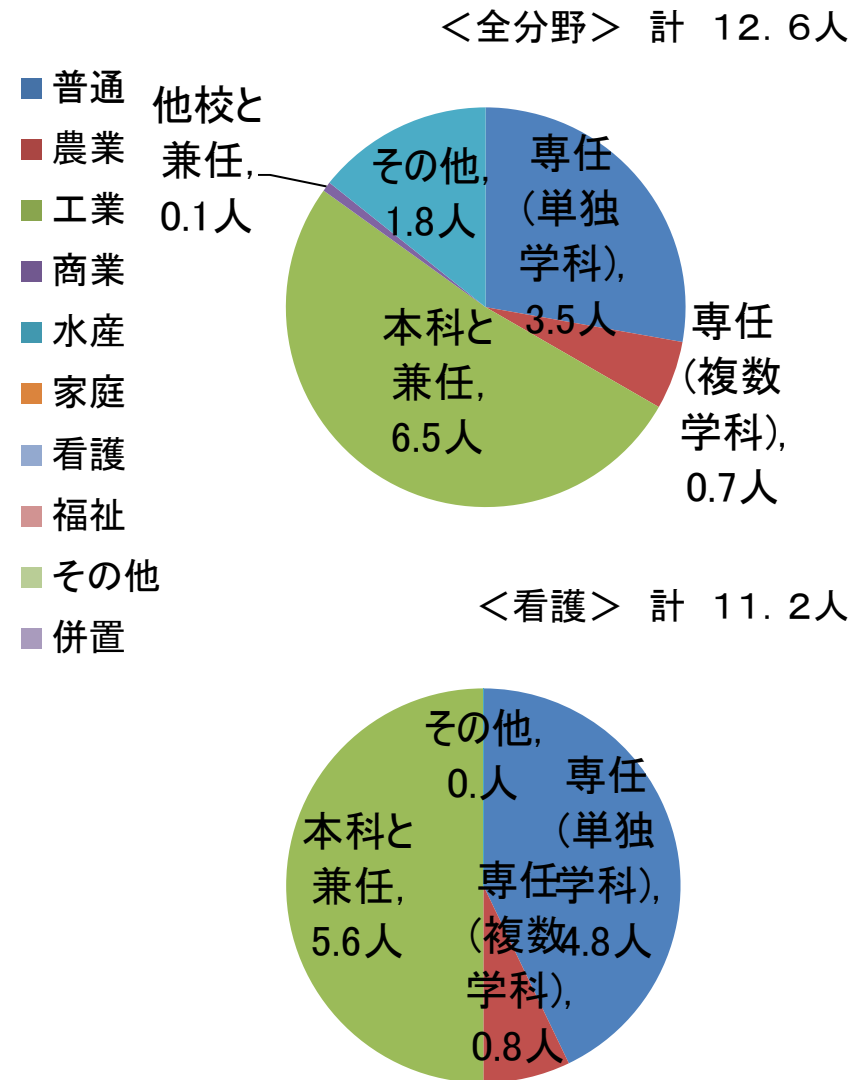


高等学校専攻科の概要③

教員規模別学校数



教員規模別学校数



高等学校専攻科の概要④

校舎の共用・専用の別

(単位:校)

区分	普通	農業	工業	商業	水産	家庭	看護	福祉	その他	併置	計
完全共用	2	2	4		20	1	27			2	58
完全独立		2	1	1			7			2	13
一部共用	3	3	13		6		41			1	67
計	5	7	18	1	26	1	75			5	138

教室・設備の状況

区分	専有	兼用	未設置	校外施設	その他
教室	110	28			
図書室	32	106			
保健室	12	126			
職員室	60	78			
運動場	2	129	3	4	
体育館	1	130	5	2	
実習室等	53	81	3	1	

高等学校専攻科の概要⑤

修業年限の状況

(単位:学科)

区分	普通	農業	工業	商業	水産	家庭	看護	福祉	その他	計
1年	2	1			1				2	6
2年	4	8	24	2	50	2	78	5	4	177
その他	2									2
計	8	9	24	2	51	2	78	5	6	185

※その他は1年又は2年の課程。

総授業時間数の状況

(単位:学科)

区分	普通	農業	工業	商業	水産	家庭	看護	福祉	その他	計
1200単位時間未満	2	1	1			1		1		6
1200～1699単位時間	1	1	2					1	4	9
1700～2199単位時間	1	3	13	2	13		48	2		82
2200単位時間以上		3	8		9	1	30	1		52
計	4	8	24	2	22	2	78	5	4	149

※総授業時間数(修学年限1年の学科(6学科)、修業年限を限定しない学科(2学科)、及び航海実習を行う学科で当該実習を時間換算していない学科(28学科)を除く。)

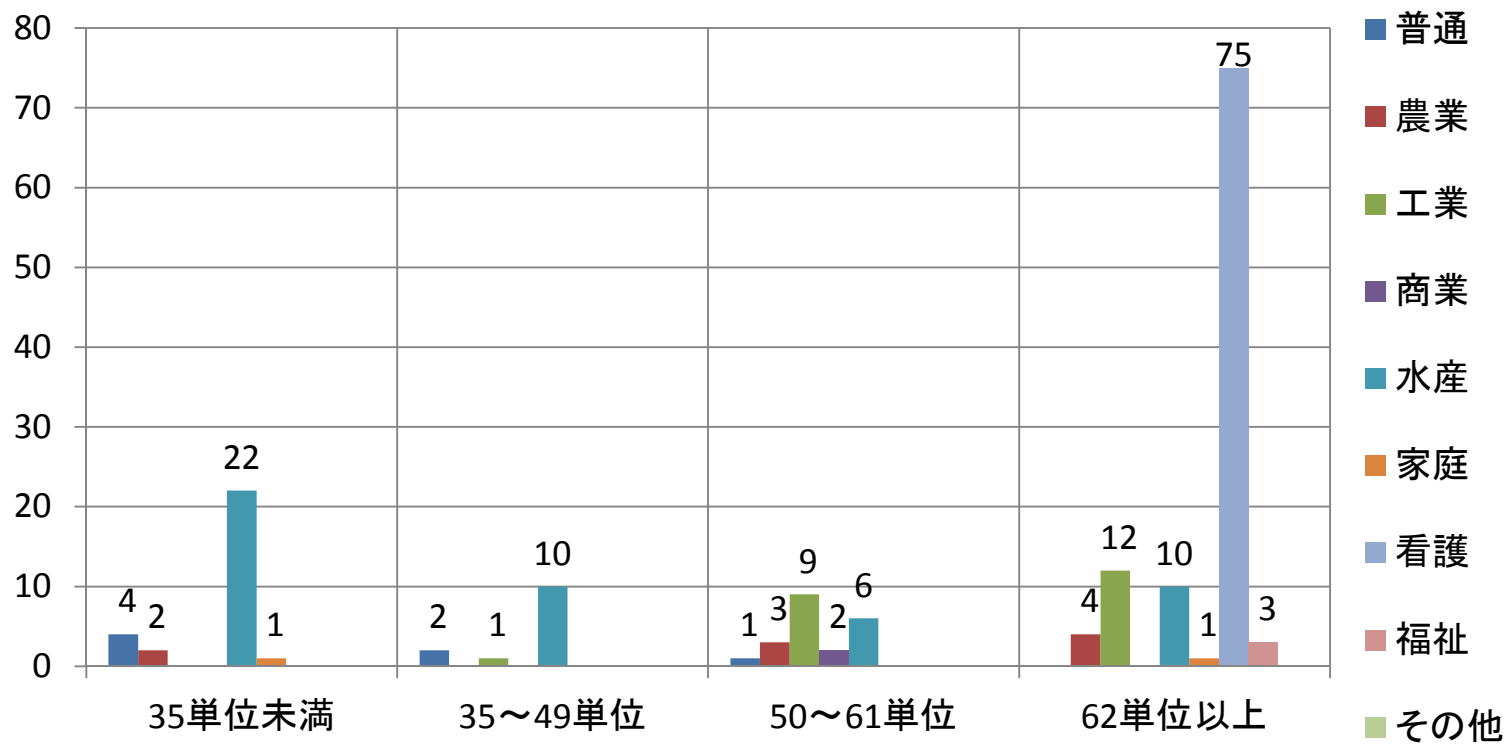
年間授業時間数の状況

区分	普通	農業	工業	商業	水産	家庭	看護	福祉	その他	計
600単位時間未満	4	1	1		2	1		1		10
600～799単位時間	2	1	2		6			1	4	16
800～1049単位時間		2	5		11		19	2		39
1050単位時間以上	2	5	16	2	32	1	59	1	2	120
計	8	9	24	2	51	2	78	5	6	185

高等学校専攻科の概要⑥

修了のために必要な単位数

(学科)



※単位取得を修了予定としている学科の状況

※水産学科のうち、乗船実習・工場実習を単位換算していない学科(33学科)については、乗船実習等を行わない6~9か月間での単位修得となるため、修得単位数は少なくなっている。

高等学校専攻科と専修学校専門課程の比較例

	神奈川県立衛生看護専門学校 医療専門課程第二看護学科 (神奈川県横浜市)	埼玉県立常盤高等学校専攻科 (埼玉県さいたま市)
設置目的	資格取得	資格取得
専攻内容	看護	看護
収容定員	80名	160名
生徒数	66名	155名
教員数	8名(専任7名、兼任1名)	17名(専任17名、兼任0名)
教員資格 (専修学校基準への該当等)	学士学位：5名 その他：3名	(専修学校設置基準該当者：16名) 博士学位：1名 修士学位：1名 学士学位：8名 短大・専門学校等：7名 (その他：1名)
修業年限	2年	2年
総授業時数	2190時間	2190時間
教育課程	学校指定規則に準拠	学校指定規則に準拠
修了要件	必要単位の取得	修学：2年、修得単位：75単位
修了者の進路	進学(同校助産師学科)：2名 就職者：19名	専修学校・各種学校進学：4名 就職者：72名

保健師助産師看護師学校養成所指定規則における教育内容

大学

教育内容		単位数
基礎分野	科学的思考の基盤	一三
	人間と生活・社会の理解	一三
専門基礎分野	人体の構造と機能	一五
	疾病の成り立ちと回復の促進	一五
	健康支援と社会保障制度	六
専門分野Ⅰ	基礎看護学	一〇
	臨地実習	三
	基礎看護学	三
専門分野Ⅱ	成人看護学	六
	老年看護学	四
	小児看護学	四
	母性看護学	四
	精神看護学	四
	臨地実習	一六
	成人看護学	六
	老年看護学	四
	小児看護学	二
	母性看護学	二
	精神看護学	二
統合分野	在宅看護論	四
	看護の統合と実践	四
	臨地実習	四
	在宅看護論	二
	看護の統合と実践	二
合計		九七

備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。ただし、通信制の課程においては、大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）第五条の規定の例による。（二号以下略）

高校3年＋専攻科2年

教育内容	単位数			
	高等学校	専攻科	合計	
基礎分野	科学的思考の基盤	六	一〇	一六
	人間と生活・社会の理解	六	一〇	一六
専門基礎分野	人体の構造と機能	七	八	一五
	疾病の成り立ちと回復の促進	七	八	一五
	健康支援と社会保障制度	二	五	七
専門分野Ⅰ	基礎看護学	八	三	一一
	臨地実習	五	〇	五
	基礎看護学	五	〇	五
専門分野Ⅱ	成人看護学	二	四	六
	老年看護学	一	三	四
	小児看護学	一	三	四
	母性看護学	一	三	四
	精神看護学	〇	四	四
	臨地実習	五	一二	一七
	成人看護学	三	四	七
	老年看護学	二	二	四
	小児看護学	〇	二	二
	母性看護学	〇	二	二
精神看護学	〇	二	二	
統合分野	在宅看護論	〇	四	四
	看護の統合と実践	〇	四	四
	臨地実習	〇	四	四
	在宅看護論	〇	二	二
	看護の統合と実践	〇	二	二
合計		三八	六七	一〇五

備考 一 単位の計算方法は、高等学校にあつては高等学校学習指導要領（平成二十一年文部科学省告示第三十四号）第一章第二款第一項の規定に、専攻科にあつては大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。（二号以下略）

専攻科から上級学校への編入学のニーズ

○ アンケート調査では、半数以上の専攻科で、専攻科から上級学校への編入学ニーズが「大いにある」または「ややある」と回答している。

	大いにある	ややある	あまりない	全くない
回答数	35	66	41	43
構成割合	18.9%	35.7%	22.2%	23.2%

(平成24年文部科学省調べ)

「大いにある」とした回答

○大学でさらに専門性を深めたいと希望する専攻科の学生に対して、編入学の道が開かれるよう要望する。【公立・工業科】

○例年、大学への特待生入学があり、本校修了生に対する大学からの期待も高い。本校の学習内容を考えると、大学で学習する程度の専門教育は十分行われており、少なくとも3年次以降への編入が適当である。大学側からの期待も高く、専攻科修了生への制度面の取扱いが不備と言える。早期に改善する必要がある。【公立・商業科】

○現在は、大学3年次への編入が認められず、進学希望者は、専攻科修了後の進学は、大学入試試験を受験しなければならず、看護師国家試験時と重なり合って実質は不可能である。従って、上級学校への編入学を強く希望します。【公立・看護科】

○高校教育「看護」の教員免許状を取得したい、養護教諭・保健師を目指したい、先々、専門看護師への道を開きたい、等既に卒業した者からも問い合わせが多い。【公立・看護科】

○現行法の下では、専攻科から大学への編入学については認められていないが、大学への編入学が可能となれば、専攻科で学んだことを生かして、大学で社会福祉士や福祉の教員の資格取得を目指す専攻科の学生が数多く出てくることが予想される。是非、編入学についての法的な整備を進めていただきたい。【公立・福祉科】

○看護大学又は一般大学に編入希望の生徒が毎年6, 7割を占める。【私立・看護科】

○およそ卒後10年後位の卒業生から、通信制や定時制の大学への編入要件を看護専攻科卒が満たしているかどうかの問い合わせが近年多くなっている。【私立・看護科】

専攻科、編入学関係規定

高校専攻科に関する規定

○学校教育法（昭和22年法律第26号）

第五十八条 高等学校には、専攻科及び別科を置くことができる。

② 高等学校の専攻科は、高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

専修学校専門課程に関する規定

○学校教育法（昭和22年法律第26号）

第二百二十四条 第一条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。）は、専修学校とする。

- 一 修業年限が一年以上であること。
- 二 授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であること。
- 三 教育を受ける者が常時四十人以上であること。

第二百五条 専修学校には、高等課程、専門課程又は一般課程を置く。

② (略)

③ 専修学校の専門課程においては、高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれに準ずる学力があると認められた者に対して、高等学校における教育の基礎の上に、前条の教育を行うものとする。

④ (略)

第三十二条 専修学校の専門課程（修業年限が二年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第九十条第一項に規定する者に限る。）は、文部科学大臣の定めるところにより、大学に編入学することができる。

短期大学、高等専門学校から大学への編入学に関する規定

第一百八条 大学は、第八十三条第一項に規定する目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる。

② 前項に規定する目的をその目的とする大学は、第八十七条第一項の規定にかかわらず、その修業年限を二年又は三年とする。

③ 前項の大学は、短期大学と称する。

④～⑥ (略)

⑦ 第二項の大学を卒業した者は、文部科学大臣の定めるところにより、第八十三条の大学に編入学することができる。

⑧ (略)

第二百二十二条 高等専門学校を卒業した者は、文部科学大臣の定めるところにより、大学に編入学することができる。

専攻科からの編入学にかかる過去の提言①

■中央教育審議会初等中等教育分科会高等学校教育部会 審議まとめ(平成26年6月)〈抄〉

第2章 高校教育の質の確保・向上に関する課題・基本的考え方

3. 多様な学習ニーズへのきめ細やかな対応<多様化への対応>

(1) 各学科・課程等における課題と対応

② 専門学科・総合学科における課題と対応

○ 特に、高等学校専攻科については、主に職業に関する資格を取得する場や、高等学校修了者に更に深く教育機会を提供する場として活用されているが、現行制度では、大学において、高等学校の専攻科の学習を単位認定する仕組みはなく、また、専攻科修了者は、大学に編入学することができない。しかしながら、例えば看護などの分野で、高等学校専攻科を修了した後に、看護系大学等へ進学し、保健師や助産師の資格取得を目指す者もいる中で、大学での単位認定や編入学へのニーズが存在しており、その対応が求められている。

第3章 高校教育の質の確保・向上に向けた施策

2. 学校から社会・職業への円滑な移行推進

(2) 実践的な職業教育の充実

○ 加えて、現行制度においては認められていない、高等学校等の専攻科における学修の大学における単位認定制度の創設や、大学への編入学の制度化についても検討を進め、高等教育としての質保証の仕組みを確保した上で、所要の制度改正等を行うことが必要である。

■教育再生実行会議第5次提言(平成26年7月)〈抄〉

1. 子供の発達に応じた教育の充実、様々な挑戦を可能にする制度の柔軟化など、新しい時代にふさわしい学制を構築する。

(3) 実践的な職業教育を行う高等教育機関を制度化する。また、高等教育機関における編入学等を柔軟化する。

(高等教育機関における編入学等の柔軟化)

○ 高等学校卒業後の進路をより柔軟にするため、大学は、短期大学、専門学校からの編入学や学部間の転学、社会人の学び直し等の機会の拡大を図る。国は、高等学校専攻科修了者について、高等教育としての質保証の仕組みを確保した上で大学への編入学の途を開く。

■教育再生実行会議第4次提言(平成25年10月)〈抄〉

3. 大学入学者選抜を、能力・意欲・適性を多面的・総合的に評価・判定するものに転換するとともに、高等学校教育と大学教育の連携を強力に進める

(3) 高等学校教育と大学教育の連携強化

○ 高等学校卒業後の進路をより柔軟にするため、短期大学、専門学校から4年制大学への編入学や専門学校等から大学への進学機会の拡大を図る。国は、高等学校専攻科修了者について、高等教育としての質保証の仕組みを確保した上で大学への編入学の途を開く。

■今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(答申)〈抄〉

第3章 後期中等教育におけるキャリア教育・職業教育の充実方策

5. 専門的な知識・技能の高度化への対応と、高等学校(特に専門学科)・特別支援学校制度の改善の方向性

○ 職業の多様化や科学技術の進歩等を受け、職業人として必要とされる専門的な知識・技能が高度化している分野も見られる。このような分野においては、専門学科の教育内容の充実が重要であり、例えば、地元企業等と連携した実践的な教育や、高等教育機関と連携したより高度な知識・技能を身に付けるための教育等、他の教育機関等と連携した取組が行われている。このような取組については、一定の期間において、教育プログラムや施設の相互利用等連携の効果について検証し、更なる改善を図ることが必要である。また、連携等の取組が行われていない地域においては、専門学科の高度化に関して、どのような潜在的ニーズがあるのか把握することが必要である。

○ さらに、分野によっては、3年間の本科における教育だけでは高度な職業資格が取得できないものがある。例えば看護や水産等の分野においては、職業に必要な資格取得等と関連して、高等学校の専攻科を活用して更に教育の機会を提供したり、3年間の本科の教育課程と接続して5年一貫教育を行ったりするなどの工夫も見られ、このような取組を学校制度上どのように評価するのか検討が必要である。

専攻科からの編入学にかかる過去の提言②

(1) 高等学校・特別支援学校高等部の専攻科の在り方と高等教育機関との接続の方向性

- 流動性の高まった労働市場においては、学びたい者がいつでも職業に必要な能力を身に付けることができるよう、高等学校・特別支援学校高等部を卒業した後も職業教育を継続して受ける機会を提供する場が設けられていることが重要である。このため、学習者のニーズや地域・社会の要請に応じ、大学・短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程(専門学校)、高等学校・特別支援学校高等部の専攻科等多様な場が用意されていることが大切である。
- このうち、高等学校・特別支援学校高等部の専攻科については、主に職業に関する資格を取得する場として、また、柔軟に教育機会を提供する場として活用されている。今後は、このような役割に加え、地域と連携して、高等学校の普通科の卒業生等に職業教育を実施したり、社会人等により専門性を深めた職業教育を行ったりすることなどにより、地域の人材需要に対応した専門的職業人の育成等を担う教育機関として、その役割・位置付けを明確化するとともに、拡充を図ることが必要である。
- その際、専攻科は、学校教育法で、修業年限や入学資格等は規定されているが、教育課程や授業時数等の基準が設けられていないため、その水準は多様となっている。今後、役割の明確化と併せて、体系的な教育を行う機会としての位置付けをより明確にするため、具体的な基準等を法令上明確にすべきである。
- こうした状況の中で、現行制度では、高等教育機関において高等学校・特別支援学校高等部の専攻科の学修を単位として認定することはできず、また、高等学校・特別支援学校高等部の専攻科の修了者について、高等教育機関に編入学することができない点が課題となっている。
- 高等学校・特別支援学校高等部の専攻科は、前述のとおりその水準が多様であるほか、修了者の進路や編入学に関するニーズも様々である。例えば、看護の分野においては、高等学校の専攻科を修了して看護師の資格を取得した後に看護系大学へ進学し、保健師や助産師の資格取得を目指す等、より体系的で高度な教育を受けることを希望する生徒もあり、専攻科において既に修得した内容を大学で単位認定することや専攻科から高等教育機関へ編入学すること、また、保健師や助産師の資格取得を目指す、高等学校の専攻科の修了後に短期大学の専攻科に進学することなどのニーズが存在する。

- 高等学校・特別支援学校高等部の専攻科と高等教育機関の円滑な接続を図ることは、専攻科の教育に対する社会的認知を高め、進路選択の幅を広げるだけでなく、地域の振興に寄与するものと考えられる。また、専攻科の学修の成果を適切に評価することも重要であり、高等教育機関において高等学校・特別支援学校高等部の専攻科の学修を単位として認定することについて、上記専攻科の位置付けの明確化と併せて積極的に検討し、早期に実施することが必要である。
- また、一定の条件を満たした高等学校・特別支援学校高等部の専攻科の修了者が高等教育機関に編入学することについても、専攻科の学修を大学等において単位認定することの状況を見極め、高等教育の国際通用性にも留意しつつ、早期に実施できるよう積極的に検討することが必要である。
- なお、特別支援学校高等部の専攻科の在り方と高等教育機関との接続に係る検討については、特別支援学校の特性も十分に勘案することが必要である。

■高等学校の看護教育に関する検討会報告書 ～高等学校の看護教育の充実に向けて～(抜粋)

4. 今後の展望・検討課題

(1) 高等教育機関における学習機会の提供のあり方

○ 高等学校に対する大学の門戸開放に向けた取組

(ii) 高等学校専攻科の学習内容に対する大学による単位の付与等に係る検討

高等学校専攻科における学修については、現在の制度上、大学による単位の付与が認められていない。高等学校専攻科における学修について、大学による単位の付与を認めることや、これを活用した大学における早期卒業が可能であるかどうかについて、専攻科の制度上の位置付けや、学位の国際的通用性も踏まえつつ検討することが必要である。

(iii) 専攻科卒業生の大学編入学や称号の付与に係る検討

専攻科卒業生が大学に編入学することは、現行制度では認められていない。このため、関係者からの要望も踏まえて、高度な知識・技術の習得を求め、大学等に進学を希望する専攻科卒業生が大学に編入学することが可能であるかについて、専攻科の制度上の位置付けや、学位の国際的通用性も勘案しつつ、検討することが必要である。